# 令和8年度

浦安市 認可保育所・認定こども園 入所ガイドブック

浦安市ホームページや YouTube にも 情報がたくさん!! ページをめくってね



問い合わせ先

浦安市

健康こども部保育幼稚園課 認定・入園係 〒279-8501 千葉県浦安市猫実 1-1-1

電話 047-712-6439 代表 047-351-1111

保育施設ってどんなところ?

▶いつから保育施設に通えるの?

▶浦安市の認可保育施設のいろいろ

5

保育の認定ってなに?

▶保育施設に入所するための絶対条件

2

入所・転園のスケジュール

▶入所・転園までの流れ

▶令和8年4月入所スケジュール

▶令和8年5月

~令和9年3月入所スケジュール

3

申し込みに必要なものは?

▶利用申し込みに必要な書類

4

申し込みで気を付けたいこと

▶きょうだい同時に申し込むときは

▶育児休業から就労復帰するときは

▶出生前申請をするときは

▶市外在住者が申し込むときは

▶浦安市民が市外保育施設に申込むとき

5

申し込む前に確認しよう ▶申し込む前に確認したいこと

6

保育施設でかかるおカネの話

▶保育料無償化について

▶延長保育料について

▶給食費について

▶保育料・給食費の支払い方法

7

認可保育施設 MAP&早見表

▶保育園・認定こども園・幼稚園 MAP

8

▶保育施設等の早見表

入所できる順番

▶受け入れ年齢別定員の一覧

▶利用調整の判定基準・点数表

9

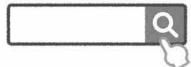
申し込み・入園後の手続き

▶申し込み・入園後に手続きすること

▶申し込み後、保留となった場合

▶保育施設入園が決まった・通園中の方

### 浦安市 HP から検索! 「サイト内検索」または「広報ページ ID 検索」から 下のページ ID を入力してね!



∧°	ージ ID 一覧	C)	二次元コード一覧
	1033673	申請書類一式 「利用申し込みに必要な書類のご案内」	
	1046823	令和 8 年度最新の空き状況 「令和 8 年度認可保育所・認定こども園・保育ママ・ 小規模保育の空き状況および申請数」	
	1043477	令和7年度の結果 「(参考)令和 7 年度認可保育所・認定こども園・保 育ママ・小規模保育の空き状況および申請数」	
	1000867	各認可保育施設のご案内 「認可保育園一覧」	

子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」

二次元コードから市内の認定こども園や保育所等を検索できます→

# いつから保育施設に通えるの?

\$\\$\$\$\$\$\\$\\$\$\$\$\\$\\$\$\$\$\$\\$\$\$\$\$\\$\$\$\$\$

施設によって異なるので、 よく確認しましょう!

### 0歳児クラス(出生 57 日目~)

令和7年(2025)4月2日 以降に生まれた子

### 1歳児クラス

令和6年(2024)4月2日 ~令和7年(2025)4月1日

### 2歳児クラス

令和5年(2023)4月2日 ~令和6年(2024)4月1日

### 3歳児クラス 3年保育(年少)

令和 4 年(2022)4 月 2 日 ~令和5年(2023)4月1日

### 4歳児クラス 2年保育(年中)

令和 3 年(2021)4 月 2 日 ~令和 4 年(2022)4 月 1 日

### 5歳児クラス 1年保育(年長)

令和 2 年(2020)4 月 2 日 ~令和3年(2021)4月1日

### 園児の生活スケジュール(一例)

### 0~2歳児クラス

7:00 開園時間

随時登園、視診、あそび

排泄(おむつ交換)、手洗い、おやつ 指導計画に基づく活動

10:00 排泄(おむつ交換)、手洗い

11:00 昼食、排泄(おむつ交換)、手洗い

12:00 午睡

14:30 起床、排泄(おむつ交換)、手洗い

15:00 おやつ

16:00 視診、排泄(おむつ交換)、手洗い、あそび

16:30 随時降園

19:00 閉園時間



### 3~5歳児クラス

### 保育園など

7:00 開園時間

8:30 随時登園、視診

あそび、排泄、手洗い

10:00 指導計画に基づく 教育活動

排泄、手洗い

11:00 昼食準備、昼食

12:00 排泄、手洗い

13:00 午睡準備、午睡

14:30 起床、排泄、手洗い

15:00 おやつ準備、おやつ

16:00 視診、排泄、手洗い あそび、降園準備

16:30 随時降園

19:00 閉園時間

### 幼稚園型認定こども園

7:30 保育受け入れ

9:00 登園

登園時の活動 手洗い、当番活動 指導計画に基づく教 育活動(遊びを通した 学びの時間)

片付け、排泄、手洗い 11:30 昼食

12:45 指導計画に基づく教 育活動(遊びを通した

学びの時間)

13:30 降園時の活動

14:00 降園(保育時間へ) あそび

15:00 おやつ

あそび

16:30 随時降園

18:30 閉園時間

# 浦安市の認可保育施設のいろいろ

# 

**月64時間以上**、家庭で保育できない理由があるため、日常的に預けたい! そんなご家庭が利用できる施設です。

施設の種類は5種類あり、以下のとおりです。

すべての施設について、申し込み及び入所選考は浦安市で行います。

各施設によって、受け入れ年齢、規模、園庭の有無など、特色はさまざまです。

詳細は、後半のページでご確認ください。



施	設	数	市立(市運営)7施設 私立(民間運営)35施設
受け入れクラス		ラス	0~5歳児クラス めぶき保育園:0~2歳児クラスのみ 海園の街保育園:0~3歳児クラスのみ 2施設ともに、卒園以降は、連携する認可保育施 設に入園できます。
特		徴	<ul><li>■ 国の定めた設置基準を満たして、都道府県知事等に認可された保育園です。</li></ul>



施 設 数	私立(民間運営)1施設		
受け入れクラス	1~5 歳児クラス		
特 徵	<ul><li>幼稚園と保育園の両方の良さをあわせ持ち、 教育・保育を一体的に受けられる施設です。</li><li>浦安市の幼保連携型認定こども園は、2 号・3 号認定の児童のみ利用できる施設です。</li></ul>		



施	設	数	市立(市運営)10 施設		
受け入れクラス			3-	~ 5 歳児クラス	
特		徴	•	幼稚園と保育園の両方の良さをあわせ持ち、 教育・保育を一体的に受けられる施設です。 教育時間(9:00~14:00)のみ利用(1 号認 定)の児童と保育時間も利用する(2 号認定) 児童がいっしょになって学級を編成し、教育時間を過ごします。その前後の保育時間は、混合 クラスでの保育となります。	



施	設	数	私立(民間運営)7施設
受ける	入れク	ラス	0~2歳児クラス 卒園以降は、連携する認可保育所に入園できま す。
特		徴	<ul> <li>平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度の中で、市町村の認可事業(地域型保育事業)の1つとして新たに作られた事業です。</li> <li>利用定員6人以上19人以下の小規模な施設で、きめ細やかな保育を行います。</li> </ul>



施	設	数	私立(民間運営)5施設
受け	·入れクラ:	ス	0~2歳児クラス 3歳児クラス以降も保育が必要と認められる 場合は、連携する市立幼稚園型認定こども園 に入園できます。
特	1	徴	<ul> <li>市が認定した保育ママの自宅で、家庭的な雰囲気の中で保育を行います。保育ママは、市内に在住する保育士・幼稚園教諭・看護師等の資格を持つ方、子育て経験のある方、子育てに対する熱意と愛情のある方などで、市が行う研修や実習を修了し、市が認定した方です。</li> <li>保育ママの自宅近くにある市内認可保育園での集団保育参加、定期健康診断、保育園での集団保育参加、定期健康診断、保育ママが病気等で保育をど、さまざまな支援を行っています。まざまな支援を行っています。まずまな支援を行っています。まずまな支援を行っています。まずまな支援を行っています。まずまな支援を行っています。まずまでは、保育マママを巡回し、相談や援助等を行っています。</li> <li>食物アレルギーにより対応が必要な場合は原則ご利用いただけません。保育ママヤを巡回し、保育ママヤを巡回し、相談や援助等を行っています。</li> <li>食物アレルギーが判明した場合は、保護者の方に弁当やおやつを持参していただきます。また、保育の際に、医療行為等の配慮または措置が必要な際は受け入れができない場合があります。</li> </ul>

# 保育施設に入所するための絶対条件

保育施設の申し込みにあたって、児童の保育が必要であることの認定(=保育認定)を受けていただく必要があります。

保育認定を受けるためには、月64時間以上、常態的に家庭で保育できない理由が必要です。

浦安市では、保育認定の申請を、保育施設の入所申し込みと同時に手続きすることができます。

保育認定は、「1.保育認定区分」、「2.保育必要量」、「3.保育を必要とする事由および有効期間」、の 3 つの項目に基づいて構成されます。

### 1. 保育認定区分

児童の年齢や保育の希望の有無によって、1号から3号までの区分があります。

2 号認定及び 3 号認定は、保育施設の利用申込の際に必要ですが、入所を保証するものではありません。 入所希望者が定員を上回る場合は、利用調整(選考)を行い、保育の必要性の高い方(=点数の高い方)から 内定します。

1号認定	満3歳以上で、幼児教育を希望される方
2 号認定	満3歳以上で、保育を希望される方
3 号認定	満3歳未満で、保育を希望される方

### 2. 保育必要量

2号認定・3号認定では、家庭の就労実態などから「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに区分されます。この区分は、保育料や延長保育料にも影響します。

保育標準時間	<ul> <li>就労に関しては、保護者ともにフルタイム勤務(通勤時間含めて月 120時間以上)を想定し、1日あたり11時間までの利用を基本とする区分です。フルタイム勤務ではない方でも、保育短時間ではお迎えが間に合わない等の場合には保育標準時間に認定することもあります。</li> <li>保育標準時間の時間帯は、園によって異なります。</li> <li>就労実態などから最低限必要と認められる時間帯が利用時間となります(家庭によっては11時間に満たない場合や、11時間を超える場合もあります)。</li> <li>保育標準時間の時間帯を超えての利用は、延長料金が発生します。</li> </ul>
保育短時間	<ul> <li>就労に関しては、保護者いずれかがパートタイム勤務(64 時間以上 120時間未満)を想定し、1日あたり8時間までの利用を基本とする区分です。</li> <li>保育短時間の時間帯は園によって異なりますが、多くの園は8:30~16:30となっています。</li> <li>就労実態などから最低限必要と認められる時間帯が利用時間となります(家庭によっては利用時間が8時間に満たない場合や、8時間を超える場合もあります)。</li> <li>保育短時間の時間帯を超えての利用は、延長料金が発生します。</li> </ul>

### 3. 保育を必要とする事由および有効期間

保育を必要とする事由として認められるものは、以下のとおりです。いずれか 1 つ以上の事由に当てはまることが必要です。

有効期間は、事由ごとに設定された以下の期間、3歳の誕生日の前々日、小学校就学前日のいずれかのうち、最も早く到達する期間で認定します。

事由が変更になった場合、速やかに届出をすることで引き続き在園できます。

	保育を必要とする事由	有効期間	保育必要量
就 労	常態として、ひと月において 64 時間以上の 就労をしている方	就労している期間	標準時間 <sub>または</sub> 短時間
出産	出産前後の休養のため保育することができ ない方	出産予定月の前 2 か月から、出産月の後 2 か月まで	標準時間 <sub>または</sub> 短時間
疾病	疾病や負傷中の方 ※期間が1カ月以上続くもの	診断書上の療養期間	標準時間 <sub>または</sub> 短時間
障 が い	障がいのある方	資格喪失の月まで	標準時間 <sub>または</sub> 短時間
介 護	常態として、親族(同居・別居ともに申し込み 児童からみて三親等以内)をひと月において 64時間以上介護等している方	介護が必要な期間	標準時間 <sub>または</sub> 短時間
災害	震災、風水害、火災等で家屋が失われまたは 損傷を受け、その復旧に当たる方	復旧に必要な期間	標準時間 <sub>または</sub> 短時間
求 職 中	「就労」の要件を満たす仕事を探している方 (起業の準備を含む)	<ul><li>新規入所・・・施設利用 開始日から起算して 90日間</li><li>在園中・・・退職日の翌 日から起算して 90日 間</li></ul>	短時間 のみ
就  学	常態として、ひと月において 64 時間以上の 就学・技能習得のために通学している方 (学校教育法に規定された学校や職業訓練 校、その他就労につながる就学全般)	卒業または退学した月の末 日まで	標準時間 <sub>または</sub> 短時間
育児休業	育児休業中の方 ※すでに就労事由で在園している児童のみ 対象	育児休業復職日または育児 休業対象児童が満2歳になる月末まで、いずれか早い 日まで	短時間のみ
その他	上記事由に類する状態にある方	必要な期間	標準時間 <sub>または</sub> 短時間

### <注意>

- ・就労に関しては、単発の日雇いなどのスポットワークは常態的とは認められないため就労認定はできません。
- ・出産事由で入所した場合は、出産後2カ月末で退園となり、原則、他の事由に切り替えることができません。
- ただし、出産に係る疾病がある場合は認定を疾病に切り替えてその疾病が治るまでは在園が可能となる場合があります。
- ・疾病事由の症状については、保育が困難であることが診断書から読みとれる症状に限ります。
- ・求職事由の有効期限は、3か月間、ではなく90日間なのでご注意ください。

# 入所・転園までの流れ

# \$\\$\$\$\$\$\\$\\$\$\$\$\$\\$\$\$\$\$\$\\$\$\$\$\$\$\\$\$\$\$\$\$\$

### 1. 事前準備~結果発表

1 =

事前準備

### 保育施設の見学

各施設で直接受付しています。方法や時期は異なりますので、各施設へお問い合わせください。

### 入園希望日の検討

毎月1日から入園開始です。ご希望する月の受付期間にお申し込みください。

### 申請書兼申込書の受け取り

浦安市ホームページからダウンロード可能です。 浦安市役所 2 階保育幼稚園課で配布しています。

### 申込書一式作成・準備

すべての必要書類を揃えて、あらかじめ記入のうえ、お申し込みください。

保育幼稚園課への事前相談

疾病や障がいなどで配慮が必要な場合は、申請をする前に保育幼稚園課へご相談ください。

3

# 2

請

申

し込み手続

### 入所申込・転園申請の手続き

入園希望月の申し込み締切日までに必ずご提出ください。 書類が揃わない場合は、利用調整にかけることができないことがありますので、ご了承ください。

新規入所申込、利用申請だけではなく、すでに申請した内容の変更や取下げも含めた利用調整に関する申請全般について手続きを受付しています。

### ● 受付方法

▶ 原則、郵送でお申し込みください。(締切日必着)

送付先…〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1 浦安市役所 保育幼稚園課 認定・入園係宛 追跡可能な方法での郵送を推奨しています。(レターパック、特定記録、簡易書留など) 郵送の場合、締切日必着です。1日でも遅れた場合、受付できませんので、ご注意ください。 郵送受付した旨の電話連絡や通知は行いません。また、到着確認の電話もお答えしておりませんので、ご了承ください。



▶ マイナポータル(ぴったりサービス)による電子申請(新規申し込みのみ)

マイナポータルからの申請については、新規入所申込のみ申請可能です。必ずP9 の注意事項をご確認のうえ申し込みください。国が運営するマイナポータルページ(myna.go.jp)内の「手続きの検索・電子申請」で、都道府県を「千葉県」、市区町村を「浦安市」にして検索してください。申請方法に関する詳細はサイト内でご確認ください。

▶ ちば電子申請サービス【浦安市】による電子申請(転園申請のみ)

ちば電子申請サービス【浦安市】からの申請は、転園申請のみ可能です。

必ずP9 の注意事項をご確認のうえ申し込みください。

▶ 窓口受付…浦安市役所 2 階 保育幼稚園課(午前 8 時 30分~午後 5 時まで)

市役所窓口での申請は、大変混雑します。郵送や電子申請にご協力ください。

▶ FAX・メールでは受付できません。

# 3

# 利用調整会議

### 調杏

書類の不備点検・整合性の確認を行い、利用調整基準点数表・利用調整基準点数調整表(P37~38参照)に基づき点数付けをします。

### ● 利用調整会議

利用調整会議で点数が高い方から利用内定を決定します。点数が同じ場合、基本点と調整点の合計が同点の場合の判定基準(P39 参照)で判定します。

# 4

# 通知発送

### ● 通知発送

利用調整結果は初回のみ、全員に結果通知を送付します。なお、次回以降の結果については、利用内定の場合のみ送付します。

電話や来庁でのお問い合わせにも回答しています。

### 2. 利用内定となった場合

### 1 内定通知送付

特定教育・保育施設特定地域型保育事業利用調整結果通知書やその他案内を登園開始までの間に自宅へ郵送します。

### ② 健康診断の受診

病院で健康診断を受診してください。受診料金は、自費でお支払いください。 病院の指定はございません。市内市外含め、どちらの病院で受診していただいてもかまいません。 幼稚園型認定こども園の場合、健康診断の受診は不要です。



### ③ 面接

内定した認可保育施設で面接をします。利用にあたっての注意・重要事項などをご説明します。 保育条件や実費徴収金などをふまえて、児童を預かる・預けるという双方の意思(合意)を確認します。 面接時には、保育認定事由が記載された支給認定証が必要になります。

### 4) 契約

幼保連携型認定こども園、保育ママ、小規模保育に内定した方は、教育・保育の提供について、各施設・事業者と直接契約をします。

認可保育所、幼稚園型認定こども園に入所する方は、利用の承諾書を市から利用施設を通じて配付します。

### ⑤ 登園開始

毎月1日から登園開始です。産休明け児童は、出生から57日目より月途中入園となります。 慣らし保育があります。日数は、児童の年齢、状況により様々です。内定施設へご確認ください。

### 3. 利用保留となった場合

- ▶ 年度内(令和 9 年 3 月利用調整まで)に限り、申請の翌月以降も自動的に利用調整にかかります。書類の再提出は不要です。ただし、育休復帰、転職、勤務内容変更、同居者増減、認可外保育園通園開始、次子妊娠など、状況変更時にはP40 の書類提出が必要です。
- ▶ 利用調整結果は、初回のみ送付します。翌月以降の保留結果について、通知の発行をご希望の方は、結果日以降に、ちば電子申請サービスにて発行依頼をしてください。お電話での発行受付は行いません。詳細は、P42 をご確認ください。

# 令和8年4月入所スケジュール 9、99999、99999、99999、9999

浦安市では、認可保育施設の4月入所について、一次と二次の2回受付しています。 4月二次は、4月一次の結果、空きが出た施設について、利用調整を行います。 スケジュールやそれぞれの注意事項は、以下のとおりです。

# 4月一次のスケジュール

受付期間	〈申し込み受付期間〉 ◆郵送受付・電子申請 令和7年10月22日(水)~令和7年11月14日(金)(必着) ◆市役所窓口(土曜日・祝日を除く) 令和7年11月7日(金)~令和7年11月14日(金) 〈不備・不足書類受付期間〉 令和7年11月16日(日)~令和7年12月10日(水) 申し込み受付期間中に申し込みした方で、書類の不備・不足があった場合は、上記受付期間に書類を揃えてご提出ください。この期間の新規申込は受付しませんので、ご注意ください。 〈注意事項〉 ▶ 4月の利用調整に限り、出生前の申請を受け付けます。詳しくはP20をご覧ください。 ▶ 浦安市外在住で、里帰り出産と浦安市に在勤の方の申請は、一次申し込みはできません。二次申し込みから受け付けます。 ▶ 複数年度の入所申込をし、両方に内定が出た場合は、入園前にどちらかの園の内定辞退が必要です。転園申請の場合、先にいずれかの年度で転園決定後はもう一方の年度の転園申請は自動的に取り下げとなります。
利用調整結果	令和8年1月28日(水)以降に郵送予定 ▶ 発送前に結果はお伝えできません。

# 4月二次のスケジュール

受付期間	〈申し込み受付期間〉 ◆郵送受付・電子申請 ◆市役所窓口(土曜日・祝日を除く) 令和8年1月28日(水)~令和8年2月13日(金)(必着)  〈注意事項〉 ▶ 不備・不足書類受付期間はありません。上記受付期間までに、すべての書類を揃えて提出してください。 ▶ 4月の利用調整に限り、出生前の申請を受け付けます。詳しくはP20をご覧ください。 ▶ 市外在住者の方など、すべての対象者について、受け付けます。 ▶ 複数年度の入所申込をし、両方に内定が出た場合は、入園前にどちらかの園の内定辞退が必要です。転園申請の場合、先にいずれかの年度で転園決定後はもう一方の年度の転園申請は自動的に取り下げとなります。
利用調整結果	令和8年3月10日(火)以降に郵送予定  ▶ 発送前に結果はお伝えできません。  ▶ 4月一次・二次ともに保留となった場合、4月二次結果通知は自動的に発送いたしません。 保留通知の発行をご希望の方は、結果日以降に、ちば電子申請サービスにて発行依頼をしてください。詳細は、P42をご確認ください。

# 令和8年5月~令和9年3月入所スケジュール

	利用開始希望月	受付期間(土	曜日	・祝日を除く)	
	令和8年5月	令和8年2月12日(木)	~	4月10日(金)	
	令和8年6月	令和8年3月11日(水)	~	5月8日(金)	
	令和8年7月	令和8年4月13日(月)	~	6月10日(水)	
	令和8年8月	令和8年5月11日(月)	~	7月10日(金)	
	令和8年9月	令和8年6月11日(木)	~	8月10日(月)	
◆郵送受付	令和8年10月	令和8年7月13日(月)	~	9月10日(木)	
◆電子申請	令和8年11月	令和8年8月12日(水)	~	10月9日(金)	
◆市役所窓口	令和8年12月	令和8年9月11日(金)	~	11月10日(火)	
	令和9年1月	令和8年10月13日(火)	~	12月10日(木)	
	令和9年2月	令和8年11月11日(水)	~	令和 9 年 1 月 8 日(金)	
	令和9年3月	令和8年12月11日(金)	~	令和 9 年 2 月 10 日(水)	
	<注意事項> < 出生前の申請は受け付けておりません。出生届提出後、お申し込みください。 <p>▶ 上記受付期間は新規利用申請、転園申請のみに適用するものではなく、すでに申請した内容の変更や取下げも含めた利用調整に関する申請全般にかかるものです。</p>				
利用調整結果	入所前月の 20 日頃に郵送予定  ▶ 発送前に結果はお伝えできません。  ▶ 利用調整結果  ・ 利用調整結果は、初回のみ送付します。次回以降の結果については、利用内定の場合のみ送します。保留中の方で、保留通知の発行をご希望の方は、結果日以降に、ちば電子申請サービスて発行依頼をしてください。詳細は、P42 をご確認ください。				

## マイナポータル(ぴったりサービス)による電子申請にて申し込みされる方へ

以下の注意事項及び別紙「【電子申請】保育所等入所申し込みにおける注意事項」を必ずご確認のうえ、申請してください。

### ■ 新規申請受付のみ申請可能

すでに申請した内容の変更は、電子申請では受付できません。

### ■ 育児休業から復職する場合

浦安市様式の「復職誓約書」の添付が必要になるので、保護者が作成し添付してください。

### ■ 希望施設

「【全園希望】入園できれば上記希望以外でもよい」は無効とします。

※ 希望施設に記載の無い園には内定が出ません。きょうだいで異なる希望施設・順位を希望する場合は、電子申請では受付できません。郵送申請してください。

### ■ きょうだいの希望条件

「優先児童あり」を選択した場合、指定できる優先児童は1人のみです。「上記以外の希望条件」は無効とします。

- ※ 優先児童を2人以上指定した場合は、1人に変更していただきます。
- ※ 必ず所定の選択肢からきょうだいの希望条件を選択してください。

### ちば電子サービスによる転園申請をされる方へ



ガイドブックやホームページをよくご確認のうえ、申請してください。 右記二次元コードよりアクセスできます。

https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=49142

# 利用申し込みに必要な書類

# 0.00000.00000.00000.00000.00000.0000

認可保育施設の申し込みに必要な書類は、以下のとおりです。家族構成や家庭の状況などにより、必要な書類は異なります。全ての書類について、ボールペンで記入し提出してください。

原則全員必須	1	<b>浦安市保育所申し込み受付チェックリスト(P10)</b> 令和 8 年度用をご利用ください。必要な書類を確認することができるものです。提出書 類が漏れることのないようご確認ください。
必須	2	保育所等入所申込書または転園申請書(P11) 令和 8 年度用をご利用ください。記載事項に漏れのないようお願いします。
新規のみ 必須	3	個人番号(マイナンバー)提出用紙(P11) 申し込みにあたり、同居者全員のマイナンバーが確認できる書類の提出が必要です。
保護者 必須	4	保育の必要性の認定に係る証明書(P12) 申請児童の保育が必要であることを確認するための書類です。保護者全員分及び、18 歳以上 64 歳未満の同居者全員分が必要です。
家庭ごと	5	状況により必要な書類(P13) 家庭の状況、児童の状況によって提出が必要な書類です。
家庭ごと	6	課税(非課税)証明書などの税書類(P14) 利用調整点が同点の場合の判定基準に必要な書類です。
転入予定 必須	7	転入予定の方が追加で必要な書類(P14) 保育所入所日の前日までに浦安市へ転入することを証明するために必要な書類です。

# ① 浦安市保育所申し込み受付チェックリスト

必要な書類を確認することができるものです。提出書類が漏れることのないよう必ずご確認ください。

2 X ord X or a state of the sta			
● 浦安市保育所申し込み受付チェックリスト(浦安市様式)			
提出が必要な方の原則、全員			
注意事項	必ず、 <u>令和8年度浦安市様式</u> をご使用ください。 きょうだい同時に申し込みする場合は、1 部のみ提出で構いません。 窓口申請、マイナポータル(ぴったりサービス)による電子申請をする場合は、提出不要です。		



# ② 保育所等入所申込書または転園申請書

記載事項に漏れのないようお願いします。

● 保育所等入所申込書(浦安市様式)				
提出が必要な方	新規申請児童 1 人につき 1 枚			
注意事項	必ず、 <u>令和8年度浦安市様式</u> をご使用ください。記載事項は、「申込書の書き方」をご覧のうえ、漏れのないよう記入してください。 申請児童1人につき1部必要です。2人以上で同時に申請する場合は、内定条件を決める必要があります。市外の認可保育施設からうつる場合も新規申請です。マイナポータル(ぴったりサービス)による電子申請をする場合は、不要です。			

● 転園申請書(浦安市様式)				
提出が必要な方	申請する在園児童1人につき1枚			
注意事項	必ず、 <u>令和8年度浦安市様式</u> をご使用ください。記載事項に漏れのないように記入してください。 <u>申請児童 1 人につき 1 部必要で</u> す。2 人以上で同時に申請する場合は、内定条件を決める必要があります。 転園申請書は、市内の認可保育施設在園児が、別の認可保育施設へ入所を希望する場合のみ使用する用紙です。市外の認可保育施設や 1 号の認定を受けている方は、入所申込書をご使用ください。 ちば電子申請サービスによる電子申請をする場合は、不要です。			

# ③ 個人番号(マイナンバー)提出用紙<新規申し込みの方>

番号法の施行に伴って、保育施設の利用を希望する方は、個人番号の提示が必要です。以下 3 点の書類をご用意ください。

用息5	<b>                                      </b>					
1.個	1.個人番号(マイナンバー)提出用紙(浦安市様式)					
拐	是出が必要な方	新規入所申し込みの方のみ				
	注意事項	保護者全員、申請児童、同居者全員のマイナンバーを記入してください。 きょうだい同時に申し込みする場合は、1 部のみ提出で構いません。				
提	2.個人番号が確	認できる書類				
出	提出が必要な方	提出用紙に記入した方全員分				
用	書類例	個人番号カード(マイナンバーカード)の写し 通知カードの写し 個人番号が記載された住民票の写し				
紙に	注意事項	提出用紙に記入した方全員それぞれ、書類例のいずれか 1 通の写しを準備し、提出用紙に添付してください。市外から転入予定の方は、住民票をご用意ください。				
添	3.本人確認書類					
付	提出が必要な方	保護者のうち 1 人分(どちらでも可)				
す	書類例	▶ 顔写真付きの場合・・・1 通 個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、療育手帳、在留カード など なる。				
る		> 顔写真なしの場合・・・2 通 公的医療保険の被保険者証または資格確認証、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手 当証書 など				
書類	注意事項	提出用紙に添付してください。				

# ④ 保育の必要性の認定に係る証明書

申請児童の保育が必要であることを確認するための書類です。保育を必要とする事由が複数ある場合は、あてはまるすべての書類をご提出ください。

浦安市様式と記載がある書類は、必ず浦安市所定の様式を使用してください。浦安市ホームページからダウンロードできます。(浦安市 HP 検索 ID:1033676)

<u> </u>	- ト じさまり。(准	安市 HP 検索 ID:1033676)
提出が必要な方		保護者全員 18歳以上64歳未満の同居者 (生年月日が昭和37年4月2日~平成20年4月1日の方)
保育を必要とする事由	◆就労中	<ul> <li>▶ 固定就労の方</li> <li>● 就労証明書(浦安市様式)</li> <li>▶ 変則就労の方</li> <li>● 就労証明書(浦安市様式)</li> <li>● 直近 1 か月分のシフト表</li> <li>※育児休業中、又は産前休暇取得中の方は休暇前のシフト表</li> <li>▶ 自営業の方</li> </ul>
	◆就労内定 ◆育児休業 から復帰し 就労予定	<ul> <li>就労証明書(浦安市様式)</li> <li>下記いずれかの書類 「直近の確定申告書」、「税務署に提出した個人事業の開業・廃止届出書」、「業務受託契約書」、「売上・報酬の記録(通帳等)」、「事業所の賃貸借契約書」、「営業許可書」などの写し</li> </ul>
	◆開業予定	<ul> <li>事業専従者の方</li> <li>就労証明書(浦安市様式)</li> <li>給与の支払いが分かる書類         「専従者給与が確認できる確定申告書の写し」など</li> <li>※その他の就労形態の方はご相談ください。</li> </ul>
する事由	◆出産予定	<ul><li>● 母子健康手帳表紙の写し</li><li>※ 写しの余白欄に出産予定日をご記入ください。</li></ul>
	◆疾病	● 診断書(浦安市様式)
	◆障がい	● 障害者手帳の写し
	◆介護·看護	<ul> <li>介護状況報告書(浦安市様式)</li> <li>被介護者・看護者の状況が分かる以下いずれかの書類 「診断書(浦安市様式)」「介護保険被保険者証の写し」「障害者手帳」「療育手帳」など</li> </ul>
	◆就学	<ul><li> 就学状況報告書(浦安市様式)</li><li> 在学証明書</li><li> 時間割表(曜日と時間が分かるもの)</li></ul>
	◆求職	申請時に提出書類なし
注意事項		すべての書類の有効期限は、証明日から 6 か月としています。 保護者の書類がない場合、求職中として扱うため、利用調整上不利になります。 18 歳以上 64 歳未満の同居者の書類がない場合、利用調整において、1 人につきマイナス 1 点 となります。

※申請日時点と利用開始日時点で保育の必要性の認定に係る証明書の内容が異なる場合は、申請日時点で両方提出が必要です。(転職の場合など)

# ⑤ 状況により必要な書類

保護者・同居者・申請児童など、次の状況に該当する方全員分の必要書類を提出してください。

保護者・同居者・申請児童など、次の状況に該当する方全員分の必要書類を提出してください。					
● 在園・通園証明書(浦安市様式)					
提出が必要な方	認可外や一時預かり非定型保育、私立幼稚園に通園中の申請児童				
注意事項	認可の保育施設に入所中の方は、不要です。 有償でひと月 64 時間以上預け入れていることを常態としている場合は点数+1 点です。				
● 在留カード(表裏	夏)の写し				
提出が必要な方	外国籍の方全員				
注意事項	資格外活動許可欄の記載がない場合は、資格外活動許可証の写しも必要です。				
● 単身赴任辞令の	写し				
提出が必要な方	単身赴任中又は予定の保護者				
注意事項	就労証明書に記入があれば不要です。点数+5点です。				
● 解雇・倒産が証明	目できる書類				
提出が必要な方	世帯・生計中心者が解雇・倒産した方				
注意事項	写しでも可です。保育必要事由が求職中の場合は点数+1点です。				
● 生活保護受給証	明書				
提出が必要な方	生活保護受給中の世帯				
注意事項	社会福祉課で受領してください。点数は+7点です。				
● 障害者手帳の写	U				
提出が必要な方	障がいがあり、手帳を取得している方				
注意事項	世帯の市民税所得割額が 77,101 円未満で保育料無料、給食費免除となります。				
● 離婚調停中であ	ることが分かる書類の写し				
提出が必要な方	離婚調停中・裁判中の方				
注意事項	裁判所が受理した「調停申立書」または「事件係属証明書」 又は「呼出状」いずれかの写しを提出してください。かつ、配偶者と世帯及び住所が異なり、同居していなければ、別居とみなし「ひとり親」扱いとなります。その場合は、別居配偶者の書類の提出は不要です。				
<ul><li>出生前申請に係</li></ul>	● 出生前申請に係る同意書(浦安市様式)				
提出が必要な方	出生前申請をする方				
注意事項	4月入所申し込みに限り、受け受けます。詳しくは。P20 をご確認ください。				
● 育児休業(産前の	木暇)復職誓約書(浦安市様式)				
提出が必要な方	育児休業から復職する方(マイナポータル申請をする方のみ)				
注意事項	申込書で申請する方は記載欄があるため提出不要です。点数は+1点です。				

# ⑥ 市区町村民税等の金額がわかる税書類(課税・非課税証明書等)

利用調整点が、同点の場合の判定基準に必要な書類です。

利用調金点が、内点の場合の刊定基準に必要な言葉です。				
● 令和7年度市区町村民税課税(非課税)証明書				
提出が必要な方	令和7年1月1日の住所地が浦安市以外の保護者全員 かつ 令和8年4月~8月の入所申し込みをする場合			
● 令和8年度市	区町村民税課税(非課税)証明書			
提出が必要な方	令和8年1月1日の住所地が浦安市以外の保護者全員			
注意事項	各年度の1月1日に住民票があった市区町村で取得してください。 令和8年度証明は、令和8年6月以降に取得できる書類です。 給与所得のみ、かつ配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除などの控 除がない場合は、特別徴収税額決定通知書の写しでも可です。 収入が無い場合も税の申告が必要です。 提出期限までに税書類をご提出いただけない場合、利用調整点が同点の場合に不利になる可能 性があります。 住民税および所得税の修正申告を行った場合は、修正申告書の控(写し可)を速やかに提出 してください。 市区町村によっては、証明書の名称が異なる場合があります。証明書は、所得額控除額、控除 内訳(人的控除内訳を含む)、市民税額が全て記載された証明書が必要です。			
● 海外収入を証明する書類				
提出が必要な方	令和6年(2024年)1月~12月、令和7年(2025年)1月~12月の期間に、 海外での収入がある保護者全員			
注意事項	収入がない場合、扶養となっている場合は、その旨を記載した書類を提出してください。それ 以外の方はご相談ください。			

# ⑦ 転入予定の方が追加で必要な書類

保育所入所日の前日までに浦安市へ転入することを証明するために必要な書類です。転入予定で申し込みされる方は、必ず P21 をご確認ください。これらの書類が提出されない場合、申込を受付することができません。

● 浦安市の転入先の住所、引き渡し日が分かる契約書の写し			
提出が必要な方	浦安市に転入予定の方全員		
書類例	<ul><li>売買契約書の写し</li><li>賃貸借契約書の写し</li><li>転入予定申立書(任意様式でも可)</li></ul>		
注意事項	契約が済んだ契約書の写しに限ります。ただし、4 月入所一次申込に限り、転入先の住所が決まっている場合は、契約途中の書類でも受け付けます。ただし、不足書類の受付期間中に契約済みの書類をご提出ください。 実家に転入や、勤務先の借り上げ物件に居住するなど、保護者が契約をしない物件に転入する場合は、物件の所有者または、賃貸借契約者に転入申立書を作成してもらってください。引き渡し日は、入所申し込み月の前月末までであることが必要です。		
● 世帯全員分のマイナンバーが記載された住民票(写しでも可)			
提出が必要な方	保護者、申請児童、同居者全員		
注意事項	③の本人確認と重複する場合は、1 部のみ添付してください。		

# 参考:申し込みに必要な書類一覧

		必要書類	市様式	新規	転園	対象者	必要部数
	令和 8	年度入所申込書	あり	0	_	申請児童	1人1部
	令和 8 年度転園申請書			_	0	申請児童	1人1部
	個人番	号(マイナンバー)提出用紙	あり	0	_	申請児童	世帯で1部
	番号	マイナンバーカードの写し	_				
	確認	マイナンバー通知カードの写し	_	0	_	家族全員	いずれか 1 部
	書類	マイナンバーが記載された住民票の写し	_	1			
#		運転免許証の写し	_				
茶		パスポートの写し	_	1			
基本書類	本	障害者手帳の写し	_	1			いずれか 1 部
類	人	療育手帳の写し	_	]			
	本人確認書類	在留カードの写し	_	0	_	保護者1人	
	書	公的医療保険の被保険者証の写し	_	]			
	類	介護保険被保険者証の写し	_				いずれか1部
		国民年金手帳の写し	_	]			しいタイルが1部
		児童扶養手当証書の写し	_	]			
	浦安市		あり	(	Ö	申請児童	世帯で1部
		就労証明書	あり	0		保護者、同居人	各1部
		1 か月分のシフト表	_	(	$\supset$	変則就労の方	各1部
	±1,	直近の確定申告書の写し	_				
	就労	税務署に提出した個人事業の開業・廃止届出書の写し	_			白学業の士	しずわか 1 切
	77	業務受託契約書、売上・報酬の記録(通帳等)の写し	_		$\supset$	自営業の方	いずれか 1 部
		事業所の賃貸借契約書の写し	_	]			
		事業専従者給与が確認できる確定申告書の写し	_	(	$\supset$	事業専従者の方	各1部
	出産				)	保護者	1 ☆7
	産	母子健康手帳表紙の写し	_		)	出産予定の方	1部
伿		診断書	あり			保護者、同居人	
脊	障疾		059			疾病の方	│ · いずれか1部
保育事由	障疾病	障害者手帳の写し			保護者、同居人	0,840/J,1 Eb	
Ш						障がいの方	
		   介護状況報告書	あり		$\supset$	保護者、同居人	1部
			+11			介護する方	
	介護	診断書	あり				
	荗	↑護保険被保険者証の写し –		$\supset$	被介護者	いずれか 1 部	
		障害者手帳	_			看護者	
		療育手帳	+11				1 ☆□
	<u> </u>	就学状況報告書 あり ○  E学証明書 - ○			保護者、同居人	1部	
	就学	在学証明書	_	_		就学する方	1部
	+-E= \2	時間割表(曜日と時間が分かるもの)	+11		<u> </u>	中華旧辛	1部
		園証明書	あり		<u>)</u> )	申請児童	1部
		ード(表裏)のコピー	_			家族全員	1部
状		壬の辞令のコピー(就労証明書に記入があれば不要)	_		<u> </u>	保護者 保護者	1部
淣		雇・倒産が証明できる書類 ※5/2000年の終末の終末の表表			<u>)</u> )		世帯で1部
[ <u>_</u>		5保護受給証明書			<u>)</u> )	家族全員申請児童	1部
6)		通園証明書と廃園される(された)ことを証する書類			)	円胡児里   円初里   円初ま   円知ま   円知ま   円知ま   円知ま	1部
业		障害者手帳のコピー 出生前申請に係る同意書			<u>)</u> )		
状況により必要な書類	山土則	+・明に 下る 門 忌首	あり		)	出生前申請児童 マイナポータル	各1部
書	育児休美	業(産後休暇)復職誓約書	あり		$\supset$	申請をする方	1人1部
類	 離婚	裁判所が受理した「調停申立書」	_			一中門にする月	
	調停	裁判所が受理した「事件係属証明書」	<u> </u>	(	$\supset$	保護者	いずれか 1 部
	中中	裁判所が受理した「呼出状」	_	1		N.M.	01941/771日的
IM		令和 7 年度市区町村民税課税(非課税)証明書(市外) 令和 8 年度市区町村民税課税(非課税)証明書(市外)		0	_	保護者全員	各1部
税書				0	_	保護者全員	各1部
書類		一年度可益的なの話がはずられたが記述する(ログド) の収入を証明する書類	<u>-</u>	0	_	保護者全員	各1部
	転入	売買契約書の写し	_		ı	NINKALER	н т нг
転	が分	賃貸借契約書の写し	<u> </u>	1	_		
入	かる			(	0	転入予定の方	いずれか 1 部
転入予定	書類	転入予定申立書	あり				
,		- 員分のマイナンバーが記載された住民票(写し)	_	(	$\supset$		1部
				•	04	- : 昌必須書類、 ○・・・	

◎・・・全員必須書類、○・・・該当者、必須書類

# きょうだい同時に申し込むときは

### 

きょうだいで同時に申し込みするときは、いくつか注意点があります。

### 申し込みのときに必要な書類

### 入所申込書・転園申請書は、児童ひとりにつき 1 枚提出が必要です。

ただし、就労証明書など添付書類については、原本は 1 部、きょうだいの分はコピーを添付し、提出していだければ受け付けます。

### 内定するときの条件を決める

### きょうだいで同時に申請するときには、内定条件を決める必要があります。

浦安市では、全部で6種類の条件があります。

指定する条件以外は受け付けることができませんので、ご注意ください。

### ① 同時のみ、同園のみ

きょうだい同時に、かつ、同じ保育施設に入れる場合のみ、内定となる条件です。 きょうだい全員、同じ希望施設、同じ希望順位にしてください。

### ② 同時のみ、別園 OK

きょうだい同時に、かつ、できるだけ同じ保育施設希望だが、別の保育施設になっても構わない場合に、内定となる条件です。

きょうだい全員、同じ希望施設、同じ希望順位にしてください。

### ③ 同時のみ、希望順位優先

きょうだい同時に、かつ、希望順位の順番で、内定となる条件です。きょうだいで、希望施設、希望順位を同じにする必要はありません。

### ④ 1人内定 OK、同園のみ

1 人でも内定にしたい、かつ、同じ保育施設に入れる場合のみ、内定となる条件です。 きょうだい全員、同じ希望施設、同じ希望順位にしてください。 先に決めなければならない児童がいる場合のみ、優先する児童を指定してください。

### ⑤ 1 人内定 OK、別園 OK

1 人でも内定にしたい、かつ、できるだけ同じ保育施設希望だが、別の保育施設になっても構わない場合に、内定となる条件です。

きょうだい全員、同じ希望施設、同じ希望順位にしてください。

先に決めなければならない児童がいる場合のみ、優先する児童を指定してください。

### ⑥ 1人内定 OK、希望順位優先

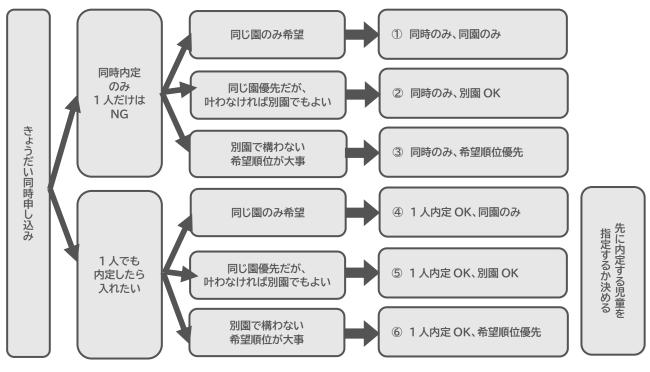
1 人でも内定にしたい、かつ、希望順位の順番で、内定となる条件です。 きょうだいで、希望施設、希望順位を同じにする必要はありません。 先に決めなければならない児童がいる場合のみ、優先する児童を指定してください。

### <きょうだい同時に申し込む場合の注意>

④、⑤、⑥で優先する児童を指定した場合、指定されなかった方の子のみ内定が出る状況になっても、 両方の児童とも内定が出ません。

指定しない場合は、きょうだいどちらかに内定が出る状況であれば、その子が内定となります。 指定した子の内定が出ない場合は、指定されなかった子の内定を出したくないときのみ、優先児童を 指定してください。

### きょうだい条件の決め方と注意事項



- きょうだい同時内定限定か、1人でも入れたいか決める
  - 1 人だけ内定が決まった場合も、入所後は保育を必要とする事由を満たしていることが必要です。1 人だけ入所した場合は、育児休業から復帰できないなど、入所後に保育を必要とする事由を満たすことが困難であれば、同時内定限定にする必要があります。
- きょうだいで同じ園優先か、別々の園でもよいか決める

同じ園優先の場合は、きょうだい全ての希望園と希望順位を一致させる必要があります。 左記ページの6種類の条件のうち、①②④⑤のいずれかを選択する場合、希望園を一致させないと、複数 園の同園内定がでたときに、希望順位が判断できないため受付できません。

### 1 人内定した場合、保留となった児童の対応について

きょうだい条件を④~⑥にして児童 1 人が内定となった場合、保留となった児童は、翌月以降、以下のとおり入所選考(利用調整)を行います。変更希望の方は、各月の締切日までに変更届を提出してください。

- 「④ 1人内定 OK、同園のみ」
- ⇒ 次の利用調整から内定施設のみで利用調整を行います。
- 「⑤ 1人内定OK、別園OK」
- ⇒ 次の利用調整から内定施設を第1希望に希望順位を変更して、利用調整を行います。
- 「⑥ 1人内定 OK、希望順位優先」 → 希望順位・希望園は変更せず、利用調整を行います。

# 育児休業から就労復帰するときは

# 

雇用保険上の育児休業中の方のお申し込みについて、いくつか注意していただきたいことがあります。 ご確認のうえ、申し込みしてください。

### 育児休業からの復職条件

雇用保険上の育児休業から復職することを条件に、保育所入所申し込みをされた方は、**以下すべての条件を満たして、復職する必要があります。**条件を満たさず復職した場合や復職せず転職した場合は、内定辞退・退園となりますので、ご注意ください。

### ■ 同じ事業所に復職すること

### 必ず、育児休業を取得した事業所へ復職してください。

同じ契約時間であっても、育児休業を取得した事業所に復職せず退職し、別の会社へ転職する場合は、育児休業からの復職条件にあてはまりません。

必ず、入所申し込みのときに提出した就労証明書に記載されている事業所に、復職してください。 ただし、事業所が倒産や閉鎖してしまった場合、派遣先が見つからないなどの、会社都合により復職 できない場合には、この限りではありません。

- 例)〇 人事異動に伴う部署・派遣先の変更
  - × 転職した場合(派遣社員は派遣元の変更も含む)

### ■ 同じ雇用契約上の就労時間数で復職すること

必ず、入所申し込みのときに提出した就労証明書と就労時間数と同じ又はそれ以上の時間数で復職 してください。

雇用契約時間数が減ってしまった場合、内定辞退又は退園となります。ただし、会社都合により同じ時間数で復職できない場合には、この限りではありません。保育幼稚園課までご相談ください。

なお、育児短時間勤務制度を利用しても、問題ありません。ただし、制度を利用する場合は、以下の点にご注意ください。

- 例) ② 復職時に、育児短時間勤務制度利用(雇用契約の変更はない場合)
  - × 入所申込時の就労証明書の就労時間と比較して、復職時に雇用契約上の就労時間が減る場合

### ■ 利用開始月の翌月 10 日までに復職すること

上記 2 点の要件を満たしたうえで、利用開始月の翌月 10 日までに復職してください。産明け 57 日目から入所する方も同様です。入所児童の体調不良などにより、慣らし保育が延長しても、復職期限は変わりませんので、ご注意ください。なお、10 日が土日祝でも期限の変更はありません。

- 例)〇 4月に利用開始し、5月9日まで育児休業、5月10日に職場復帰
  - × 4 月に利用開始し、5月 10 日まで育児休業、5月 11 日に職場復帰
- ※復職後、就労証明書を速やかに提出してください。

復職日以降に作成された浦安市様式の就労証明書の提出が必要になります。

- 例)○ 5月8日復帰、就労証明書の証明日が5月8日で記載されている
  - × 5月8日復帰、就労証明書の証明日が5月7日で記載されている

### 育児休業給付金に伴う保育所保留通知の取り扱いについて



雇用保険法施行規則の省令改正に伴い、令和7年4月1日から「育児休業給付金の延長申請を行う際の手続きが厳格化」されました。

今後、育児休業中の方で、入所申し込みする場合は、以下の点にご留意ください。 育児休業の延長に関する詳細については、育児休業・育児休業給付金の申請先に確認してください。

- 入所選考(利用調整)の結果が保留になることを希望する申請は、受け付けしません。
- 保育幼稚園課では、育児休業給付金の延長申請に関する判断はできません。 必要な月など詳細については、育児休業・育児休業給付金の申請先に確認してください。
- 入所選考(利用調整)のうえで不利になるような内容の相談は一切受け付けません。 例:入所選考(利用調整)での点数の下げる方法、入所しにくい希望園など
- 入所内定後、内定辞退しても、保留通知は発行できません。
- 入所保留後の入所選考(利用調整)について

入所保留後、入所申し込みの取り下げ申請をしない限り、年度内(令和 9 年 3 月利用調整まで)は入所選考(利用調整)を行います。入所選考(利用調整)が不要となった場合は、受付期間内に取り下げ届を提出してください。

■ 入所申込書の写しは、入所申し込み前に保護者自身でご準備ください。

市役所受付印を押印した後の申込書の写しが必要な方は、交付申請が必要です。 ちば電子申請サービスより電子申請してください。また、利用調整結果通知(保留通知)の 交付申請も同ページよりできます。

右記二次元コードよりアクセスできます。 申請から 2 週間以内に、ご自宅宛てへ郵送いたします。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba-

u/offer/offerList\_detail?tempSeq=35950

二次元コード



# 出生前申請をするときは

# 

4月(一次・二次)の利用調整に限り、出生前申請を受け付けます。

### 出生前申請が可能な児童

### 令和8年3月4日(水)までに出生予定の児童

保育園の利用開始日は、出生日の翌日から 57 日目です。(日・祝日の場合は翌平日)

### 出生前申請に必要な書類

原則、P10~15 の必要な書類を揃えてください。注意事項とそれ以外に必要な書類は以下のとおりです。

● 保育所等入所申込書(浦安市様式)				
申請児童欄	<ul> <li>■ 氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>			
申請児童の健康状態等	申し込みのときは、記載しないでください。			
児童の保育状況	申し込みのときは、記載しないでください。			

● 母子健康手帳の表紙の写しに出産予定日を記載したもの

予定日は写しの余白に記載してください。 令和8年3月5日以降に出産予定の児童は、出生後にお申し込みください。

● 出生前申請に係る同意書(浦安市様式)

同意書の内容をよくご確認のうえ、作成してください。

### 出生後の手続き

出生届提出後、すみやかに保育幼稚園課窓口に以下の書類を提出してください。

- 支給認定変更申請書·申請内容変更届出書\*出生前申請用
- 母子健康手帳の出生届出済証明の写し

### 出生前申請に伴う注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、利用調整の結果、内定しても 4 月中の入所ができないため、内定を辞退していただきます。

『内定辞退届』を令和8年3月31日(火)までに保育幼稚園課窓口まで提出してください。

- 令和8年3月4日(水)までに生まれなかった場合
- 出生後の健康状態により4月からの集団生活が困難と判断された場合
- 出生後の手続きが令和8年3月31日(火)までに完了していない場合

# 市外在住者が申し込むときは

# 

浦安市外在住の方が、申し込みするときは、浦安市保育幼稚園課へご連絡ください。 世帯状況や就労状況、転入予定の有無、里帰り出産等の状況をお伝えのうえ、申し込み内容をご確認ください。

### 浦安市に転入予定の方

申し込み期間	P8、P9 に記載している各月の受付期間をご参照ください。 郵送で提出する際は、期限までに必着となりますのでご注意ください。
申請先	浦安市保育幼稚園課
利用申し込みに 必要な書類	P10~15 に記載している必要書類をご参照ください。指定されている書類については、すべて、浦安市様式で提出してください。特に下記書類は必須です。      浦安市保育所申し込み受付チェックリスト(令和8年度利用調整用)     浦安市の転入先の住所、引渡し日が分かる契約書の写し、又は転入予定申立書     世帯全員分の個人番号が記載された住民票(写しでも可)
転入後に 必要な手続き	入所月の前月末日までに、浦安市役所市民課で転入手続きをしてください。 転入手続きが間に合わない場合は、内定取り消しとなりますのでご注意ください。

### 浦安市で里帰り出産予定の方、又は浦安市に勤務先がある方

申し込み期間	P8、P9 に記載している各月の受付期間です。 ただし、受付期間は、現在住民登録がある市区町村経由で浦安市に必着となります。 時間に余裕をもって、締切日より 10 日程度前までにはご提出ください。 なお、浦安市民の利用が優先となるため、4 月一次の申し込みは受け付けません。
申請先	住民票のある自治体の担当課
利用申し込みに 必要な書類	P10~15 に記載している必要書類をご参照ください。 浦安市の認可保育施設入所申込に必要な書類を、現在住民登録がある市区町村指定 の書式でご用意ください。申請先は、住民票のある市区町村になります。 現在住民登録がある市区町村で発行された「保育支給認定証」をお持ちの場合は、あ わせてご提出ください。
利用調整の基準	浦安市民の利用調整終了後に、空きがある場合のみ利用調整をします。
注意点	浦安市に勤務先がある方の申し込みは、申し込み時点で就労している必要があります。就労内定の場合は、申し込みができません。

# ~浦安市民が市外の認可保育施設に申し込むときは~

市区町村によって、利用条件、必要書類、利用調整の方法などが異なりますので、お申し込みの前に、利用希望施設のある市区町村の入所担当課に、次の事項を必ず確認してください。

確認事項	申込条件、申込期限、申込書類、希望施設の空き状況、申し込みする際の注意点
注意点	世帯状況や就労状況とともに、住民票は現在浦安市にあること(転出予定の有無)、 希望する施設が自宅や勤務先に近い、里帰り出産等の状況を必ず伝えてください。

### ■ 浦安市から転出される方の必要な手続き

住民票の異動と、転出先自治体の住民としての申請が必要です。転出先の自治体にある認可保育施設の入所申込方法などの詳細は、転出先自治体にお問合せください。

# 申し込む前に確認したいこと

# 0.00000.00000.00000.00000.00000.0000

入所申し込み・転園申請を提出する前に、必ず以下の内容を確認してください。 提出後は、以下の内容を承諾したものとさせていただきますので、ご了承ください。

# 申し込み・利用調整に関すること

できるだけ、施設の見学を事前に済ませてください。 保育内容・状況・開所時間等をご了承いただいたうえでお申し込みください。
病気や発育状況、食物アレルギー等で気になることがある場合は、申請前にご相談ください。 保育施設の受け入れ態勢や保育環境によっては入所契約に至らない場合もあります。
医療的ケア(喀痰吸引・経管栄養・導尿など)を必要とする児童は、必ず事前に保育幼稚園課へご相談ください。
入所申し込みに必要な書類は、受付期間締切日までに必ず提出してください。 書類の提出がない場合は、保育の必要性の確認ができないため、利用調整が不利になることがあり ます。
育児休業中の入所申し込みは、利用開始月の翌月 10 日までに申請時と同じ事業所・勤務時間数で 復職していただくことが条件になります。
求職認定で入所した場合、利用開始後 90 日以内に就労を開始して、就労証明書を提出してください。提出がない場合は、退園となります。 たとえば、4 月利用開始の場合、6 月 29 日までに就労開始済みの就労証明書の提出が必要です。 6 月 30 日からの採用内定は不可となります。
出産要件で保育園に在園できる期間は、最長で出産予定月の 2 か月前から、出産月の 2 か月後までです。原則、その後の継続在園はできません。
18歳以上64歳未満の同居者で、保育の必要性の認定に係る証明書(就労証明書など)の提出がない場合、利用調整基準調整点が1人につきマイナス1点になります。 利用日が属する年度の初日時点の年齢・生年月日が昭和37年4月2日~平成20年4月1日の方です。
今回の利用調整申請の有効期限は年度内(3月まで)です。

# 入所内定した後に関すること

入所申し込みの内容が事実と異なる場合、保育認定や入所内定・決定を取り消すことがあります。
入所内定時、入園日前日までに入園面接を受けられない場合は、入所内定が取り消しになる可能性 があります。
自己都合により内定辞退される場合は、年度内は利用調整基準調整点がマイナス 10 点になります。 内定辞退をされた施設・事業を含めてすべての施設・事業を再度希望することができます。
転園内定した場合、現在通園されている保育施設に空きがあっても、元の保育施設へ戻ることはできません。  ・ 転園の必要がなくなった場合は、速やかに取下届を提出してください。

# 入園した後に関すること

入園当初は、全クラス年齢の児童について、保育施設に慣れるための「慣らし保育」があります。 慣らし保育期間は、年齢・施設によって異なりますので、各保育施設へご確認ください。
申し込み後・入園後、家庭や仕事の状況に変更があった場合は、必ず P40 に記載されている書類を 提出してください。
保育に必要な事由がなくなった場合は、保育認定が取り消しとなり、退園となります。 速やかに浦安市保育幼稚園課または保育施設へ退所届を提出してください。

# 保育施設に関すること

各保育施設について、改修や建て替えの工事、周辺地域の状況変化などがある可能性があります。 直接、各施設へお問い合わせください。
《保育ママ》 食物アレルギーにより対応が必要な場合は、原則ご利用いただけません。 児童の保育の際に、医療行為等の配慮又は措置が必要な際は受け入れができない場合があります。
≪ベネッセ海園の街保育園≫は、4歳児クラス以降、渋谷教育学園浦安こども園に進級となります。
≪小規模保育園、保育ママ、めぶき保育園≫は、3歳児クラス以降、各連携園へ進級となります。
富岡保育園は、今川4丁目にある多目的広場にて建て替えを行う計画を進めております。令和9年 度に完成を予定しております。
東野保育園園舎の改修工事を令和 9~10 年度に予定しており、工事期間中、富岡保育園既存園舎 への一時移転をする可能性があります。

# 保育料について

### \$\\$\$\$\$\\$\\$\$\$\$\\$\\$\$\$\$\\$\\$\$\$\$\\$\\$\$\$\$\\$\\$\$\$

### 保育料の算定について(0歳から2歳児クラス)

保育料は、前年度または現年度の市区町村民税額(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除などの適用前の税額)をもとに算定します。

保護者全員の市民税所得割額(※)を合算した額に該当する下記基準額表の階層が、毎月の保育料額となります。

保育料の切り替え時期は、毎年 9 月分からとなります。したがって、4 月分~8 月分の保育料は「令和 7 年度分(前年度分)の市区町村民税額」により算定し、9 月分以降は「令和 8 年度分(当年度分)」により算定します。 ※ 市民税所得割額・・・配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除などの適用前の税額

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市区町村民税額に基づく保育料				当年度	の市区町	村民税額	に基づく	保育料			

### 令和8年度保育料徴収基準額表(月額)

階層	市民税の所得割額				0~2歳	児クラス		
伯眉	다고 CAMA MIN 등 급하였				保育標準時間認	窓定	保育短時間認知	定
А	帰国の促進並び	こ永住帰国し	及び中国残留邦人 た中国残留邦人等 法律による支援給付	及び特定配	0円		0円	
В		非課種			0円		0円	
С		均等割の	のみ世帯		5,800	円	5,700	円
D1		5,500	円未満		6,850	円	6,730	円
D2	5,500	円以上	48,500	円未満	8,100	円	7,960	円
D3	48,500	円以上	50,300	円未満	9,000	円	8,840	円
D4	50,300	円以上	57,600	円未満	10,950	円	10,760	円
D5	57,600	円以上	66,500	円未満	13,500	円	13,270	円
D6	66,500	円以上	84,400	円未満	18,800	円	18,480	円
D7	84,400	円以上	102,400	円未満	25,400	円	24,960	円
D8	102,400	円以上	120,500	円未満	32,350	円	31,800	円
D9	120,500	円以上	138,300	円未満	36,990	円	36,360	円
D10	138,300	円以上	169,000	円未満	42,320	円	41,600	円
D11	169,000	円以上	174,400	円未満	47,650	円	46,830	円
D12	174,400	円以上	192,400	円未満	48,480	円	47,650	円
D13	192,400	円以上	210,400	円未満	49,310	円	48,470	円
D14	210,400	円以上	228,500	円未満	50,140	円	49,280	円
D15	228,500	円以上	267,500	円未満	50,980	円	50,110	円
D16	267,500	円以上	327,500	円未満	51,490	円	50,610	円
D17		327,50	0 円以上		52,000	円	51,110	円

### 保育料の軽減について

世帯の状況が下記に該当する場合は、保育料が軽減されます。

	世帯状況	第1子	第2子	第3子以降			
2 人以上の児童がいる世帯 (年齢制限なし)		軽減なし	半額 (10 円未満切り捨て)	無料			
	ひとり親世帯等※ かつ 世帯所得割 77,101 円未満	1未満 全員無料					

- ※ ひとり親世帯等とは・・・ひとり親世帯または以下の手帳もしくは証書を所持する方がいる世帯です。
  - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
  - 特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書

### その他の注意事項

- 3 号から 2 号に認定変更した場合の保育料について、年度当初の年齢により、保育料が異なります。年度 途中で 3 号から 2 号に認定が変更した場合でも、その年度末までは「2 歳児」としての保育料を納付して いただきます。
- 保育所、幼保連携型認定こども園、保育ママ、小規模保育は同一の保育料です。
- 市内在住で生活保護を受けている方は、児童1人当たり月額2,700円を限度に、園での実費徴収額の補 足給付が受けられます。給付の対象となる費用は、認可保育所などで必要な経費であって、日用品、文房 具などの購入、行事への参加費などのうち、実費徴収として園に支払ったものです。詳しくは、在籍園また は保育幼稚園課へお問い合わせください。

### 保育料、授業料無償化について(3歳から5歳クラス)

### 全員、無料

認可保育所などを利用する 3 歳から 5 歳児クラス(0 歳から 2 歳児は市区町村民税非課税世帯)の児童の 保育料(授業料)は無償です。ただし、給食費や教材費、おやつ代、延長料金などは、保護者負担となります。

# 延長保育料について

# 

支給認定された区分の基本保育時間を超えて保育を行う場合に、延長保育料が発生します。

基本保育時間は利用する施設により異なりますので、施設へご確認ください。料金形態は、各施設で異なります。私立の認可保育施設の詳細につきましては、直接施設へお問い合わせください。

### 延長保育料の軽減

延長保育料は幼児教育・保育の無償化対象外です。全クラス年齢で発生します。ただし、下記に該当する場合は、延長保育料が軽減されます。対象者は、保育料決定通知を利用施設に提示してください。

世帯状況	第1子	第2子	第3子以降
2 人以上の児童がいる世帯(年齢制限なし)	軽減なし	半額	無料
基本保育料が A 階層または B 階層の方		全員無料	

注記:市立の幼稚園型認定こども園は、きょうだい人数による軽減はありません。

### 市立保育園の場合

■ 保育標準時間認定(基本保育時間:午前7時30分から午後6時30分) 保育標準時間(11時間)を超える利用:30分ごとに100円

時間帯	延長保育料	月額上限額
午前7時00分から午前7時29分	30 分ごとに 100 円	2 000 ⊞
午後 6 時 31 分から午後 7 時 00 分	30 分ごとに 100 円	2,000円

■ 保育短時間認定(基本保育時間:午前8時30分から午後4時30分)

保育短時間(8 時間)を超えて保育標準時間(11 時間)までの利用:30 分ごとに 50 円

保育標準時間を超える利用:30 分ごとに 100 円

時間帯	延長保育料	月額上限額
午前7時00分から午前7時29分	30 分ごとに 100 円	
午前7時30分から午前8時29分	30 分ごとに 50 円	2 000 ⊞
午後 4 時 31 分から午後 6 時 30 分	30 分ごとに 50 円	2,000円
午後 6 時 31 分から午後 7 時 00 分	30 分ごとに 100 円	

### 幼稚園型認定こども園の場合

- 保育標準時間認定(基本保育時間:午前7時30分から午後6時30分) 延長料金はありません。
- 保育短時間認定(基本保育時間:午前8時30分から午後4時30分) 保育短時間(8時間)を超えて保育標準時間(11時間)までの利用:30分ごとに50円

	( 1 3 1 3 ) = 1 1 1 1 1 2 1 2 2 3	
時間帯	延長保育料	ひと月の限度額
午前 7 時 30 分から午前 8 時 29 分	30 分ごとに 50 円	100 ⊞
午後 4 時 31 分から午後 6 時 30 分	30 分ごとに 50 円	100円

# 給食費について

# 

認可保育施設などを利用する 3 歳から 5 歳児クラスの給食費は無償化の対象外となり、給食の材料にかかる費用は「保育園給食費」として下記のとおり負担していただくこととなります。

### 給食費の料金

- 私立保育園・認定こども園の場合 私立の保育園、幼保連携型認定こども園は、各施設で料金を決定しています。直接施設へお問い合わせ ください。
- 市立保育園の場合

### 月額 4,500 円(予定)

- ※ 令和7年度の金額です。変更となる場合がございます。
- ※ 月途中で退園される方は、在籍日数×180円で日割り計算します
- ※ 児童の疾病を理由に、1カ月間すべて休園した場合、診断書などを提出していただくと、無料になり ます

### 給食費の免除制度

3~5歳児クラスの児童で世帯の状況が以下に該当する場合は、給食費が免除になります。

	111 - 0 7 0 7 0
世帯状況	負担額
世帯の市区町村民税の所得割額の合計が 57,700 円未満のすべての世帯	
世帯の市区町村民税の所得割額の合計が 77,101 円未満のひとり親世帯等※1	免除
全所得階層の第3子以降の児童	

- ※ ひとり親世帯等とは・・・ひとり親世帯または以下の手帳もしくは証書を所持する方がいる世帯です。
  - ▶ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
  - ▶ 特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書

# 保育料・給食費の支払い方法

保育料と給食費の納付方法は以下のとおりです。

市へ納付は、浦安市ホームページ、施設へ直接支払いの場合は、各施設へ直接お問い合わせください。

種類	保育料	給食費
市立認可保育所	市へ納付	市へ納付
私立認可保育所	市へ納付	施設へ直接支払い
幼保連携型認定こども園	施設へ直接支払い	施設へ直接支払い
小規模保育・保育ママ	施設へ直接支払い	なし



105 403 12

450

117 314

入船

高洲 1004◇



施設類型	番号	施設名
	401	猫実3丁目保育室
私立家庭的	402	新浦安よつば保育室
保育事業(保育ママ)	403	入船五丁目保育室
	404	堀江-野田保育室
	406	富士見保育室
	301	若草認定こども園
	303	みなみ認定こども園
	304	神明認定こども園
市立幼稚園型     認定こども園	305	北部認定こども園
*	306	見明川認定こども園
_※美浜北認定	307	堀江認定こども園
こども園は休園中    のため掲載なし	309	美浜南認定こども園
	310	入船南認定こども園
	311	舞浜認定こども園
	314	明海認定こども園
	902	青葉幼稚園
市立幼稚園	908	富岡幼稚園
	913	日の出幼稚園
	1001	浦安幼稚園
[	1002	吹上幼稚園
私立幼稚園     ◇	1003	聖徳大学附属浦安幼稚園
	1004	暁星国際学園新浦安幼稚園
	1005	渋谷教育学園浦安幼稚園

913

明海

320 73

日の出

455

1003♦

	<b>看</b>	は一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	可所
	- 利 連:	な対携型 ども	か保認に
	私	立小: 保育: △	規格所

1 2	当代島保育園 猫実保育園			
	猫実保育園			
<b>1</b>	JP4 / N   1   F   F   F   F   F   F   F   F   F			
3	入船保育園			
4	富岡保育園			
5	東野保育園			
6	日の出保育園			
7	高洲保育園			
8	ベネッセ海園の街保育園			
9	弁天保育園			
10	浦安駅前保育園			
11	ふたば保育園			
12	入船北保育園			
100	みのり保育園			
101	しおかぜ保育園			
102	ポピンズナーサリースクール新浦安			
103	愛和元町保育園			
104	アスク舞浜保育園			
105	たかし保育園新浦安			
	新浦安こどもの木保育園			
	アップルナースリー浦安保育園			
	ポピンズナーサリースクール浦安			
	AIAI NURSERY 浦安			
	浦安わかばの森保育園			
	浦安どろんこ保育園			
	舞浜こどもの木保育園			
	そらまめ保育園新浦安駅前			
	風花学園			
	こどものじかん保育園			
	新浦安きらきら保育園			
	めぶき保育園			
	さくら保育園			
	は、つか、月園   堀江こどもの木保育園			
	地址こともの不休月園   リラストうらやす保育園   リラスト			
	スクルドエンジェル保育園猫実園			
	AIAI NURSERY 浦安北栄			
	浦安富士見雲母(きらら)保育園			
	浦安堀江雲母(きらら)保育園			
	ソポ・ラプシ保育園			
	浦安いろどり保育園			
	トレジャーキッズうらやす保育園			
	(仮称)すくすくの杜浦安園			
130	浦安きらきら保育園 			
320	渋谷教育学園浦安こども園			
450	エンゼルマミー			
451	ことのは保育園			
452	スクルドエンジェル保育園浦安園			
453	保育室ポケットママ			
454	フェニックスキッズ新浦安			
455	MIRATZ(ミラッツ)新浦安保育園			
456	浦安わかば保育園			
	7 8 9 10 11 12 100 101 102 103 104 105 106 107 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 320 450 451 452 453 454 455			

# 保育施設等の早見表

### 

各施設の概要などは、浦安市ホームページよりご確認いただけます。

### 共通事項

### ■ 上乗せ徴収とは

保育料のほかに、別途、園服や学用品、教材費、おやつ代などの実費徴収があります。また、英語教室、体育指導などを実施している園は上乗せ徴収があります。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

### ■ 駐車場とは

駐車場は台数が限られています。使用可能台数につきましては、各園にお問い合わせください。

### ■ 園庭(△)について

県の定める園庭の基準を満たすものはありませんが、水遊び等が可能なスペースが確保されています。

### ■ 市立認定こども園について

4月一次申込の結果、1号認定・2号認定ともに年少クラスの入園希望者が0人だった場合は、二次申込から、その年少クラスの募集を停止します。

### ■ 美浜北認定こども園について

現在、美浜北認定こども園は休園中のため掲載しておりません。

### ■ 市立認定こども園の給食(△)について

お弁当を持参するか、宅配弁当提供サービスを利用するか、保護者の方が選択できるようになっています。 令和7年度は、月1回「給食の日」を設けております。

### 元町エリア(当代島・北栄・猫実)

運営区分	園番号	施設名称 (運営組織) 住所 電話番号	(保育標準時間利用	月~金 土 開所時間 (保育標準時間利用 基本保育時間) (保育短時間利用 基本保育時間)		駐車場	園庭	給食	園服	上乗せ徴収
市立認可保育所※施設の老朽	1	当代島保育園 (浦安市) 当代島 1-25-27 047-352-1866	(標 7:30	7:00~19:00 (標 7:30~18:30) (短 8:30~16:30)		-	0	0	-	-
化が進んでいる ため、順次工事 を行う予定で す。	2	猫実保育園 (浦安市) 北栄 3-31-14 047-353-2152	7:00~19:00 (標 7:30~18:30) (短 8:30~16:30)		-	0	0	0	-	-
	O 10	浦安駅前保育園 ((福)茂原高師保育園) 猫実 4-19-24 047-381-7802	(1.9	7:00~18:00 ~18:00) 1~16:30)	-	_	_	0	-	-
	O 11	ふたば保育園 ((福)芳雄会) 北栄 4-1-16 047-307-9590 ※土曜日は、みのり保育園で合同保育と	標 7:00~20:00 短 :700~19:00 7:00~18:00 (標 7:00~18:00) (短 8:30~16:30)		-	0	0	0	-	-
私立民営 認可保育所	O 100	みのり保育園 ((福)芳雄会) 猫実 2-4-7 047-351-5993	7:00~19:00 (標 7:00 (短 8:30	7:00~18:00 -~18:00) -~16:30)	-	0	0	0	0	-
	0 107 :	アップ・ルナースリー浦安保育園 ((有)もっくもっく) 北栄 1-11-24-3F 047-352-2631	7:00~20:00 (標 7:00~18:00) (短 8:30	7:30~18:30 (標7:30~18:30) ~16:30)	_	-	-	0	-	0
	O 109	ポピンス、ナーサリースケール浦安 (㈱ポピンス、エテ、1ケア) 北栄 3-27-13(ダイエー 3 階) 047-711-2611		7:00~18:00 ~18:00) ~16:30)	_	0	0	0	_	0

		施設名称	月~金	土	/ <u>-</u>					F
運営 区分	園番号	(運営組織) 住所 電話番号	(保育標準時間利用	時間 用 基本保育時間) 基本保育時間)	休日保育	駐車場	園庭	給食	園服	上乗せ徴収
	0	AIAI NURSERY 浦安 (AIAI Child Care㈱)	7:00~20:00	7:00~18:00	_	0	_	0	_	0
	110	猫実 4-2-3 047-316-2181	(標 7:00	~18:00) ~16:30)	-					
	0	浦安わかばの森保育園 ((一社)はぐくみ)	7:00~			0	Δ	0	_	0
	111	北栄 2-15-8 047-381-5135	(標 7:00 (短 8:30	~18:00) ~16:30)	-					U
		めぶき保育園 ((福)芳雄会) 猫実 2-1-37	7:00~19:00	7:00~18:00 ~18:00)	_					
	0 118	047-316-0955	(短 8:30		_	0	0	0	_	_
		※土曜日は、みのり保育園で合同保育と								
	_	3 歳児クラスからの連携施設 スクルト・エンジェル保育園猫実園	みのり 7:00~20:00	保育園 7:00~18:00						
	0 122	(SOUキッズケア㈱) 猫実 2-13-27	(標 7:30	~18:30)	-	_	_	0	_	0
		047-712-5268		~16:30)						
	0	AIAI NURSERY 浦安北栄 (AIAI Child Care㈱)	7:00~20:00	7:00~18:00	_	_		0	_	0
私立民営	123	北栄 3-41-7			-					
認可保育所	0	ソポ・ラプシ保育園	7:00~20:00	7:00~18:00						
	126	当代島 1-1-23 林ビル 2F				_	_	0	_	0
		浦安いろどり保育園		Ì						
	O 127	(㈱K&N) 猫実 4-6-18			-	_	_	0	_	0
	,,,	047-711-0505							<u> </u>	
	0	トレシ ヤーキッス うらやす保育園 (株)セリオ)	7:00~20:00	7:00~18:00	_	_		0	_	0
	128	当代島 3-6-12 047-711-2366								
	O 129	(仮称)すくすくの杜浦安園 (福)すくすくどろんこ会 (旧グローバルキッズ浦安園) (旧㈱グローバルキッズ)	7:00~20:00	7:00~18:00		Δ	0	_	_	
		北栄 2-5-2 047-712-5711			]					
	0	浦安きらきら保育園	7:00~20:00	7:00~18:00						
	130	当代島 2-11-8			_	0	0	0	_	_
		047-350-7600   若草認定こども園		~16:30)						
	<b>*</b>	(浦安市)		なし	_	_	0	Δ	0	0
	301	· 猫美 4-6-12 047-351-2950	(標 7:30~18:30) (短 8:30~16:30)							
市立	*	神明認定こども園(浦安市)	7:30~18:30							
幼稚園型 認定こども園	304	猫実 1-18-43	(標 7:30~18:30)	なし	_	_	0	Δ	0	0
		047-351-4844	AT CHIC Care(s) #3-41-7 (標 7:00~18:00) -7-7-711-1925 (短 8:30~16:30)  ボーラブシ保育園							
	*	(浦安市)		なし	_	_	0	Δ	0	0
	305	北栄 3-20-2 047-351-3010					Ĺ		Ĺ	Ĺ
		猫実 3 丁目保育室 (熊川ママ)	7:30~18:30							
保育ママ	□ 401	猫実 3 丁目(豊受神社近く)		なし	_	_	_	0	_	_
	401	連携保育園	猫実份							
		スクルドエンジェル保育園浦安園								
	∆ 452	(SOUキッズケア㈱) 当代島 3-3-1(トミーハイツ 101)			-	_	_	0	_	_
	452	047-311-4468 3 歳児クラスからの連携施設		~16:30)	]					
私立民営 小規模保育		3 歳兄クラスからの連携施設   浦安わかば保育園   ((一社)はくぐみ)	7:00~19:00	*						
	∆ 456	当代島 1-17-21(カンフォートSA	(標 7:00	~18:00)	-	_	_	0	_	_
	456	NKYU1階) 047-318-3033	(短 8:30	~16:30)	}					
		3 歳児クラスからの連携施設	浦安わかば	の森保育園						

# 元町エリア(堀江・富士見)

		施設名称	月~金	±	休					上
運営 区分	園番号	(運営組織) 住所		一 一時間 用 基本保育時間)	· 休日保育	駐車場	園庭	給食	園服	上乗せ徴収
	.5	電話番号		月 基本保育時間)	育	-7/3				<b></b>
	0	しおかぜ保育園 ((福)誠和会)	7:00~20:00	7:00~18:00		0		0	0	_
	101	富士見 4-12-15 047-306-5501		)~18:00) )~16:30)	_					
	$\vdash$	愛和元町保育園								
		((福)江戸川豊生会)	7:00~20:00	7:00~19:00						
	0	堀江 5-20-11 047-353-5410	11.0	)~18:00) )~16:30)	0					
	103	※ 休日保育の開所日時は、日曜日・祝日(	ただし、12月29日~1月3	日を除く)の 7:00~19:00	*	0		0	0	_
		です。休日保育は、実施園の園児でなくて 設、特定地域型保育事業(幼稚園型認定こ できます(就労証明書等で保護者・同居の 保育が可能な場合。ただし空きがない場合	ども園、家庭的保育事業を除< 大人全員の日曜日・祝日の就	()を利用している児童は利用						
	0	アスク舞浜保育園 (㈱日本保育サービス)	7:00~20:00	7:00~19:00						
	104	富士見 5-24-5		)~18:00)	-	0	0	0	_	_
		047-306-2300 浦安どろんこ保育園	短 9:00	)~17:00)						
	0	((福)どろんこ会)	7:00~	-20:00	_	_		0		0
	112	堀江 1-34-29 047-318-2233		)~18:00) )~16:30)						
	<u> </u>	舞浜こどもの木保育園	7:00~20:00	7:00~18:00						
	O 113	(㈱こどもの木) 富士見 1-11-17		)~18:00)	-	0	_	0	_	0
私立民営	113	047-354-5030	(1191 1	)~16:30)						
認可保育所	0	風花学園 ((一社)風花学園)	7:00~20:00	7:00~18:00						
	115	堀江 6-11-37		)~18:00)	-	0	Δ	0	0	0
	<u> </u>	047-711-1237 さくら保育園	(短 8:30	)~16:30)						
	0	((特非)さくら)	7:00~20:00	7:00~19:00	_	0	Δ		_	0
	119	富士見 4-6-28 047-303-3937		)~18:00) )~16:30)						
		堀江こどもの木保育園	7:00~20:00	7:00~18:00						
	120	(㈱こどもの木) 堀江 1-27-8		)~18:00)	-	0	-	0	_	0
		047-712-7685		)~16:30)						
	0	ソラストうらやす保育園 (㈱ソラスト・キッズ・ネクスト)	7:00~	~19:00						
	121	堀江 4-36-9		)~18:00)	_	_	_	0	_	0
	<del></del>	047-329-2570   浦安富士見雲母(きらら)保育園		)~16:30)						
	0	(株)モート゛・プ ラニンク゛・ジ ャハ゜ン)		-20:00	_	_	_	0	_	_
	124	富士見 1-7-17 047-381-8100	(10)	)~18:00) )~16:30)	-					
		浦安堀江雲母(きらら)保育園	,,_	-20:00						
	0 125	(株モード・プラニング・ジャパン) 堀江 3-2-6	(標 7:00	)~18:00)	-	_	_	0	_	_
		047-354-8810	(短 8:30	)~16:30)						
	<b> </b> *	みなみ認定こども園 (浦安市)	7:30~18:30							
市立	303	堀江 5-4-2	(標 7:30~18:30)	- なし -	_	_			0	0
幼稚園型	<del></del>	047-351-8803   堀江認定こども園	(短8:30~16:30)							
認定こども園	*	(浦安市)	7:30~18:30	 - なし	_	_		Δ	0	0
	307	堀江 4-34-6   047-353-2151	(標 7:30~18:30) (短 8:30~16:30)	-						
		堀江-野田保育室 (野田ママ)	7:30~18:30							
/C		堀江 3 丁目	(標 7:30~18:30)	なし					_	
保育ママ	404	(おさんぽパス「堀江2丁目」バス停近<) 090-6560-1637	(短8:30~16:30)	-	_	0	-	0		_
		連携保育園		保育園						
		3歳児クラスからの連携施設	堀江認定	こども園						

	運営 園番 号	施設名称	月~金	土	/+					上
		(運営組織) 住所 電話番号	開所時間 (保育標準時間利用 基本保育時間) (保育短時間利用 基本保育時間)		休日保育	駐車場	園庭	給食	園服	上乗せ徴収
	(吉田 保育ママ □ 富士見	富士見保育室 (吉田ママ)	8:00~18:00	なし						
収容フラ		富士見2丁目(堀江公民館近く)	(標8:00~18:00)	40	_	0	_		_	i _ I
体目44		090-2545-1529	(短8:30~16:30)							i
		連携保育園	東野保育園							
		3 歳児クラスからの連携施設	みなみ認思	みなみ認定こども園						
11	(ポ゚ケット	保育室ポケットママ (ポケットママ(株))	7:30~20:00	7:30~18:30						
私立民営 小規模保育	∆ 453	富士見 5-2-14	(標 7:30	7:30~18:30)	1 –	0	_	0	_	-
小观候休月	455	047-353-8637	(短 8:30	~16:30)						
		3 歳児クラスからの連携施設	愛和元甲	丁保育園						

# 中町エリア(富岡、今川、弁天、舞浜、東野)

運営	思	施設名称(運営組織)	月~金開所	土	休日	駐	袁	給	島	上乗
区分	園番号	住所電話番号	(保育標準時間利用 (保育短時間利用	用 基本保育時間)	休日保育	駐車場	庭	給食	鼠服	上乗せ徴収
		富岡保育園 (浦安市)	7:00~	19:00						
		富岡 3-1-6	(標 7:30	~18:30)						
	4	047-351-5335	(短 8:30		_	0	0	0	_	-
市立	4	※駐車場について、富岡公民館の駐車場の利用できなくなる場合もあります。 ※今川 4 丁目にある多目的広場にて建て 定しております。								
認可保育所	• 5	東野保育園(浦安市)	7:00~	19:00						
		東野 1-7-2	(標 7:30	~18:30)						
		047-350-4321	(短 8:30	~16:30)	_	0	0	0	-	-
	5	※駐車場について、総合福祉センターの駐 により利用できなくなる場合もあります。 ※園舎の改修工事を令和 9~10 年度に予 転を検討しています。								
	0	弁天保育園 ((福)わかみや福祉会)	7:00~20:00	7:00~19:00					_	
	9	弁天 1-1-28	(標 7:00~18:00)		_	0	0	0	-	-
私立民営		047-316-8841	(短 8:30~16:30)							
認可保育所	0	こどものじかん保育園 ((特非)i-net)	7:00~20:00	7:00~18:00			_			0
	116	東野 3-4-11	(標 7:00	~18:00)	_			0	_	
		047-702-5081	(短 8:30	~16:30)						
	*	見明川認定こども園 (浦安市)	7:30~18:30	<b>+</b> \1				,		
±÷	306	弁天 3-1-3	(標 7:30~18:30)	4.0	_	_		Δ	0	0
私立民営			Ш							
	*	(浦安市)	7:30~18:30	なし	_	_	0	_	0	0
	311	舞浜 2-1-2	(標 7:30~18:30)							
$\vdash$		047-353-0110	(短8:30~16:30)		 	l				$\vdash$
私立民営 小規模保育	_	ことのは保育園 ((同)御山)	7:00~						_	
小沉沃不用	∆ 451	富岡 1-4-11	(標 7:30	/	_	_	-	0		-
		047-712-7813	(短 8:30							
		3 歳児クラスからの連携施設	入船份	<b>(</b> )						

# 中町エリア(海楽、美浜、入船)

		施設名称	月~金	±	/-					F
運営 区分	園番号	(運営組織) 住所		所時間 	· 休日保育	駐車場	園庭	給食	園服	上乗せ徴収
	75	電話番号		J用 基本保育時間) 用 基本保育時間)	育	场				収
公立公営	•	入船保育園 (浦安市)	7:00	~19:00						
認可保育所	3	入船 6-9-1	(標 7:30~18:30) (短 8:30~16:30) 7:00~20:00 7:00~19:0 (標 7:00~18:00) (短 8:30~16:30) (短 8:30~16:30) (短 8:30~16:30)  MARE (標 7:00~18:00) (短 8:30~16:30)  寺は、日曜日・祝日(ただし、12月29日~1月3日を除く)の 7:00~ 園の園児でなくても浦安市の保育認定(2号・3号)を受けて特定教育・義(幼稚園型認定こども園、家庭的保育事業を除く)を利用している児童は字保護者・同居の大人全員の日曜日・祝日の就労等が確認でき、健康で集空きがない場合はご利用いただけません)。 フ:00~20:00 7:00~18:00 (短 8:30~16:30) (標 7:00~21:00 (標 7:00~21:00 (標 7:00~21:00	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_	0		0	_	_
		047-353-6992	(短 8:3	0~16:30)						
	0	入船北保育園 ((福)わかみや福祉会)		7:00~19:00	_	0		0	_	_
	12	入船 4-34-1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
	-	047-316-6665	(短 8:3	0~16:30)						
		ポ゚ピンズナーサリースクール新浦安 (㈱ポピンズエデュケア)	7:00-	~23:00						
		入船 1-2-1 新浦安 MARE	(標 7:0	0~18:00)						
	0	047-304-2101	(短 8:3	0~16:30)	0	_		0	_	0
	102				*					
私立民営認可保育所		設、特定地域型保育事業(幼稚園型認定こと きます(就労証明書等で保護者・同居の大 が可能な場合。ただし空きがない場合はご	ども園、家庭的保育事業を除く 人全員の日曜日・祝日の就労等	)を利用している児童は利用で						
N.HWC.W	0	たかし保育園新浦安 ((福)茂原高師保育園)	7:00~20:00	7:00~18:00						
	105	入船 5-46-1	(標 7:0	0~18:00)	_	0	_	0	_	_
		047-353-5151	(短 8:3	0~16:30)						
	0	新浦安こどもの木保育園 (㈱こどもの木)	7:00~20:00	7:00~18:00		0		0	_	0
	106	美浜 3-25-18		<u> </u>			_			
		047-390-6600	(短 8:3	0~16:30)						
	0	そらまめ保育園新浦安駅前 (㈱ブルーム)			_	_	_	0	_	_
	114	入船 1-6-1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
		047-712-8115 美浜南認定こども園	(短 8.3	0~16.30)						
	*	大浜南脇足ことも園   (浦安市)	7:30~18:30	451						
公立公営	309	美浜 3-15-2	(標7:30~18:30)	なし	_	_	0			0
幼稚園型		047-353-7766	(短8:30~16:30)							
認定こども園	*	入船南認定こども園 (浦安市)	7:30~18:30	なし	_	_		Δ		0
	310	入船 3-66-2	(標7:30~18:30)	_						
		047-353-8501 新浦安よつば保育室	(短8:30~16:30)						園服 -   -   -   -   -   -   -   -   -   -	
		(田中ママ)	7:30~18:30	  - なし						
	□ 402	入船 2 丁目(入船西エステート)	(標 7:30~18:30) (短 8:30~16:30)	_	_	_	-	0	_	_
	402	070-8356-8669 連携保育園	.,							
/ <del></del>		3歳児クラスからの連携施設		定こども園	1					
保育ママ		入船五丁目保育室(渡邊ママ)	7:30~18:00							
		入船5丁目(入船北エステート)	(標 7:30~18:00)	なし						
	403	090-1664-6636	(短8:30~16:30)	-	_	_	-	0	_	_
		連携保育園	入船	保育園						
		3歳児クラスからの連携施設	入船南認	定こども園						
	_	エンゼルマミー (㈱縁真実)	7:00~21:00	7:30~18:30						
	∆ 450	入船 4-9-16		0~18:30)	] -	-	-	0	-	-
		047-355-8799		0~16:30)						
私立民営		3歳児クラスからの連携施設 フェニックスキッス・新浦安		Jースクール新浦安 						
小規模保育		(株)Funkit)	7:00	~19:00						
	$\triangle$	美浜1丁目7番地	(橝 7:∩	0~18:00)	1 _	_	_	0	_	
	454	エル・シティ新浦安 7 番館 103		·					_	
		047-712-7679 3歳児クラスからの連携施設		0~16:00) 徐保育園	1					
		_ /0X/07 2 . 1/3 2 V/Æ1/3/IEBX	/\/JL	( in the least least						

# 新町エリア(日の出、明海、高洲)

運営区分	園番号	施設名称 (運営組織) 住所 電話番号	月~金 土 開所時間 (保育標準時間利用 基本保育時間) (保育短時間利用 基本保育時間)		休日保育	駐車場	園庭	給食	園服	上乗せ徴収
公立公営 認可保育所 ※施設の老朽 化が進んでいる	6	日の出保育園 (浦安市)     7:00~19:00       日の出 2-11-1     (標 7:30~18:30)       047-380-0880     (短 8:30~16:30)       ※駐車場は施設から少し離れた臨時暫定駐車場です。今後、利用できなくなる場合があります。			0	0	0	-	-	
ため、順次工事を行う予定です。	7	高洲保育園 (浦安市) 高洲 2-3-4 047-305-1313	7:00~19:00 (標 7:30~18:30) (短 8:30~16:30)		- -	0	0	0	_	-
私立民営認可保育所	0 8	ベネッセ海園の街保育園 (㈱バネッセスタイルケア)     7:00~20:00     7:00~19:00       明海 3-2-12     (標 7:30~18:30)       047-316-8688     (短 8:30~16:30)       4 歳児クラスからの連携施設     渋谷教育学園浦安こども園       ※駐車場は施設から少し離れた臨時暫定駐車場です。今後、利用できなくなる場合があります。			0	-	0	_	-	
	O 117	新浦安きらきら保育園 (スターツケアサービス㈱) 明海 2-12-1 047-380-6810	7:00~20:00 7:00~18:00 (標 7:00~18:00) (短 8:30~16:30)			0	Δ	0	-	-
公立公営 幼稚園型 認定こども園	<b>★</b> 314	明海認定こども園 (浦安市) 明海 2-13-3 047-380-8800	7:30~18:30 (標 7:30~18:30) (短 8:30~16:30)	なし	_	-	0	Δ	0	0
私立民営 幼保連携型 認定こども園	☆ 320	渋谷教育学園浦安こども園 ((学)渋谷教育学園) 明海 5-4-1 047-304-1220	7:00~20:00 7:00~19:00 (標 7:30~18:30) (短 8:30~16:30)		_	0	0	0	0	0
私立民営小規模保育	∆ 455	MIRATZ(ミラッツ)新浦安保育園 (㈱MIRATZ(ミラッツ)) 明海 5-7-1 パークシティ東京パイ 新浦安ドクターズパイ A棟 A-2 047-712-6032 3歳児クラスからの連携施設	7:00~19:00 (標 7:30~18:30) (短 8:30~16:30) 入船保育園		_	-	-	0	-	0

# 市内幼稚園一覧

このガイドブックでは、幼稚園に関する詳細は、掲載しておりません。 市立幼稚園に関する内容は、浦安市ホームページをご確認ください。 私立幼稚園に関する内容は、各施設へ直接お問い合わせください。

運営区分	園番号	施設名称	運営組織	住所	電話番号
	<b>♦</b> 902	青葉幼稚園	浦安市	当代島 3-12-1	047-351-2688
市立幼稚園	<b>♦</b> 908	富岡幼稚園	浦安市	富岡1-1-2	047-353-2359
	<b>♦</b> 913	日の出幼稚園	浦安市	日の出 2-15-1	047-355-6333
	♦ 1001	浦安幼稚園	学校法人 アゼリー学園	富岡 3-3-1	047-354-1266
	♦ 1002	吹上幼稚園	学校法人 川見学園	富士見 5-10-1	047-351-9121
私立幼稚園	♦ 1003	聖徳大学附属浦安幼稚園	学校法人 東京聖徳学園	日の出 5-4-2	047-383-9488
	♦ 1004	暁星国際学園新浦安幼稚園	学校法人暁星国際学園 暁星国際学園新浦安幼稚園	高洲 4-2-20	047-304-1152
	♦ 1005	渋谷教育学園浦安幼稚園	学校法人 渋谷教育学園	高洲 2-3-1	047-304-1221

# 受け入れ年齢別定員の一覧

### 

令和8年度4月の見込み定員数です。今後変更となる可能性もございますので、ご了承ください。また、保育園の状況などにより、定員数の受け入れができない場合がございますので、ご了承ください。

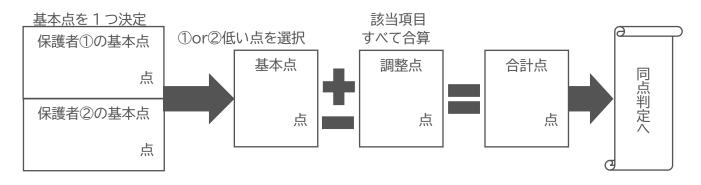
4月一次では、進級枠分+退園予定者枠分で利用調整を行います。4月二次以降は、空きがある場合に利用調整を行います。各月の空き状況は、浦安市ホームページにてご確認ください。空きがない施設でも、退園者や内定辞退者など空きが出る可能性がございますので、希望園に選ぶことができます。

		バございますので、希望園に ************************************				2 #	4 #=	- #
受け入れ年齢	番号 118	施設名称 施設名称 めぶき保育園	0歳 12	1歳 15	2 歳 15	3歳	4歳	5 歳
	450	エンゼルマミー	4	4	4			
	451	ことのは保育園	3	8	8			
	452	スクルドエンジェル保育園浦安園	3	5	6			
0歳児(57 日目)~2 歳児クラス	453	保育室ポケットママ	2	5	5			
	454	フェニックスキッズ新浦安	3	8	8			
	455	MIRATZ(ミラッツ)新浦安保育園	3	8	8	ì	重携施設へ進約	₽
	456	浦安わかば保育園	3	4	4	~		^
	401	猫実 3 丁目保育室		合計5人				
	402	新浦安よつば保育室		合計5人				
0歳児(生後 6 か月)~2 歳児クラス	403	入船五丁目保育室		合計5人				
	404	野田保育室		合計5人				
	406	富士見保育室		合計5人				
0歳児(57 日目)~3 歳児クラス	8	ベネッセ海園の街保育園	9	12	15	17	連携施記	と
	1	当代島保育園	9	15	18	20	25	25
	2	猫実保育園	11	15	17	17	20	21
	3	入船保育園	12	30	34	58	58	58
	4	富岡保育園	9	24	24	24	29	29
	5	東野保育園	12	30	32	32	32	32
	6	日の出保育園	9	29	33	33	31	31
	7	高洲保育園	18	44	42	43	45	45
	9	弁天保育園 連会駅前保育園	15 6	17 10	21 12	24 12	27 12	27 12
	11	浦安駅前保育園 ふたば保育園	12	18	18	20	21	21
	12	入船北保育園 入船北保育園	9	22	24	25	25	26
	100	みのり保育園	12	20	24	39	39	43
	101	しおかぜ保育園	6	12	18	20	20	24
	102	ポピンズナーサリースクール新浦安	18	23	26	30	30	32
	103	愛和元町保育園	20	28	29	34	34	34
	104	アスク舞浜保育園	6	11	12	12	12	12
	105	たかし保育園新浦安	6	12	12	12	12	12
	106	新浦安こどもの木保育園	3	7	10	10	11	11
	107	アップルナースリー浦安保育園	9	10	10	10	10	11
0歳児(57日目)~5歳児(就学前)ク	109	ポピンズナーサリースクール浦安	12	18	23	23	24	24
5A	110	AIAI NURSERY 浦安	5	7	7	8	7	7
	111	浦安わかばの森保育園	6	12	12	16	16	16
	112 113	浦安どろんこ保育園	6	10 12	12 12	14 12	14 12	14 12
	114	対例によるのが保育園	9	12	12	15	15	15
	115	風花学園	3	5	8	8	8	8
	116	こどものじかん保育園	6	10	10	10	10	10
	117	新浦安きらきら保育園	9	12	12	12	12	12
	119	さくら保育園	12	18	18	20	23	23
	120	堀江こどもの木保育園	3	9	12	12	12	12
	121	ソラストうらやす保育園	6	8	9	9	9	9
	122	スクルドエンジェル保育園猫実園	5	11	12	18	18	18
	123	AIAI NURSERY 浦安北栄	9	12	12	12	15	16
	124	浦安富士見雲母(きらら)保育園	6	11	11	11	12	11
	125	浦安堀江雲母(きらら)保育園	6	10	11	11	11	11
	126	ソポ・ラプシ保育園	3	10	10	10	10	10
	127	浦安いろどり保育園	3	12	12	15	15	15
	128	トレジャーキッズうらやす保育園	6	10	11	11	11	11
	129	(仮称)すくすくの杜浦安園 浦安きらきら保育園	6	14	15 12	15 13	15 13	15 13
	320	湘女さりさり休月園   渋谷教育学園浦安こども園	-	30	36	40	60	57
	301	一次台教月子園用女ことも園 若草認定こども園	_	30	30	5	10	10
	303	みなみ認定こども園				5	10	10
	304	神明認定こども園				5	10	10
	305	北部認定こども園		/		5	10	10
	306	見明川認定こども園				5	10	10
3 歳児(年少)~5 歳児(就学前)クラス	307	堀江認定こども園				5	10	10
	309	美浜南認定こども園				5	10	10
	310	入船南認定こども園	/			10	10	10
	311	舞浜認定こども園				5	10	10
		明海認定こども園				5	10	10

# 利用調整の判定基準・点数表

# 

認可保育施設の利用調整(入所選考方法)は、児童に一人ずつ点数をつけて、点数が高い児童から順番に決 めていきます。保育幼稚園課では点数の試算は行っておりませんので、ご自身で試算してください。 希望園の順番で優劣はありません。入所したい順番に希望園を決めてください。



### 利用調整基準点数表(基本点)

■ 利用調金基準点数数(基本点)									
番号				保護者の状況	7		基本点		
1	就労	1週間の労働	動時間が 40 時間以上でる	ある場合			50		
			動時間が 35 時間以上 40				45		
		1 週間の労働	動時間が 30 時間以上 3	5 時間未満である場	合		40		
		1週間の労働	動時間が 25 時間以上 30	) 時間未満である場	·合		35		
		1週間の労働	動時間が 16 時間以上 25	時間未満である場			30		
1	就労内定	就労の内定・	·開業予定であって、1週間	の労働時間が 40	時間以上である場合		25		
の	(利用希望日	就労の内定・	·開業予定であって、1週間	の労働時間が 35	時間以上 40 時間未満である場合	合 合	24		
2	までに就労を	就労の内定・	·開業予定であって、1週間	の労働時間が30	時間以上 35 時間未満である場合	合	23		
	開始している	就労の内定・	·開業予定であって、1週間	の労働時間が 25	時間以上 30 時間未満である場合	合 合	22		
	場合に限る。)	就労の内定・	·開業予定であって、1週間	業予定であって、1週間の労働時間が 16 時間以上 25 時間未満である場合					
2	出産	出産前後の個	木養のため保育に当たるこ	養のため保育に当たることができない場合					
3	疾病	疾病又は	1 か月以上の入院(予定	を含む。)			50		
	又は	負傷	居宅内療養	常時臥床	1か月以上の常時臥床の場合		50		
	障がい			精神性			50		
				一般療養	安静	医師が1か月以上安静を要すると診断した者	40		
					通院加療	医師が1か月以上通院加療 を要すると診断した者	30		
		障がい	身体障害者手帳の交付	を受けている場合	身体障害者障害程度等級が1	級又は2級である場合	50		
			身体障害者障害程度等級が 3 級又は 4 級(聴覚障がいの 合に限る。)である場合				40		
					身体障害者障害程度等級が 4級(聴覚障がいの場合を く。)、5級、6級又は7級である場合				
			療育手帳の交付を 受けている場合	知的障がいの 障がいの程度	((A))、Aの1又はAの2である	場合	50		
					Bの1である場合				
					Bの2である場合		30		
			精神障害者保健福祉手	帳の交付を受けてい	Nる場合		50		
4	介護	病院、施	付添いを常態としている	5場合			<b>%</b> ①		
		設、学校等 の付添い	利用希望日までに付添	いが常態となる場合	ì		<b>%</b> ②		
		自宅介護	身体障害者手帳、療育: 者保健福祉手帳の交付 介護を常態としている	を受けている者の	身体障害者障害程度等級が 1 がいの程度が((A))、Aの 1 又 福祉手帳の交付を受けている	はAの 2 及び精神障害者保健	50		
					身体障害者障害程度等級が3 合に限る。)、知的障がいの障が 合	がいの程度がBの 1 である場	45		
					く。)、5級、6級又は7級、知の2である場合	4 級(聴覚障がいの場合を除 目的障がいの障がいの程度がB	30 50		
5	災害		x害、火災等で家屋が失われ又は損傷を受け、その復旧に当たっている場合						
6	その他	不存在等	死亡、離別、行方不明、		事中の別居等 アスティー		50 20		
		求職	就労の予定・求職活動中等						
		就学等 不就労であるが、就学・技能習得のため通学を常態としている場合					<b>*1</b>		
					<b>月希望日までに通学が常態となる</b>		<b>%</b> 2		
		上記以外	児童の保護者が前各区 いと認められる場合	分に掲げるものに類 	<b>頼する状態にあることにより、当</b> 詞	<b>核児童を保育することができな</b>	<b>%</b> 3		
/±	去去								

### 備考

- 1. 基準日は、各々の利用調整の申請に係る期限の日とする。
- 2. 保護者のうち、どちらか低い方の基本点によるものとする。
- ※①については1の項を準用し、※②については1の項から6の項までを準用する。
- 4. 千葉県知事以外の者が交付する療育手帳の障がいの程度については、千葉県知事が交付する障がいの程度に相当する障がいの程度の区分を適用する。
- 介護の病院、施設、学校等の付添いで付添いを常態としている場合には、移動時間を含むものとする。

### ■ 利用調整基準点数調整表(調整点)

1 2 3 4 5	不存在等 生活保護等	不存在等の場合(死亡、行方不明、拘禁、未婚、離婚、離婚調停中の別居等の理由により両親不存在又はひとり親の状態にある場合) 1の項に準ずる場合として、利用の開始の予定日時点で更に1か月以上(予定を含む。)の入院が必要であるとき。 1の項に準ずる場合として、利用の開始の予定日時点で単身赴任にあるとき。 生活保護法による被保護世帯である場合 各々の保護者の市民税(4月から8月までの利用に係る利用調整にあっては利用年度の前年度の市民税をいり、9月から翌年3月までの利用に係る利用調整にあっては利用年度の現年度の市民税をいう。以	+10 +5 +5 +7
3 4 5		あるとき。 1の項に準ずる場合として、利用の開始の予定日時点で単身赴任にあるとき。 生活保護法による被保護世帯である場合 各々の保護者の市民税(4月から8月までの利用に係る利用調整にあっては利用年度の前年度の市民税をいい、9月から翌年3月までの利用に係る利用調整にあっては利用年度の現年度の市民税をいう。以	+5
5	生活保護等	生活保護法による被保護世帯である場合 各々の保護者の市民税(4月から8月までの利用に係る利用調整にあっては利用年度の前年度の市民税をいい、9月から翌年3月までの利用に係る利用調整にあっては利用年度の現年度の市民税をいう。以	
5	生活保護等	各々の保護者の市民税(4月から8月までの利用に係る利用調整にあっては利用年度の前年度の市民税をいい、9月から翌年3月までの利用に係る利用調整にあっては利用年度の現年度の市民税をいう。以	+7
6	生活保護等	をいい、9月から翌年3月までの利用に係る利用調整にあっては利用年度の現年度の市民税をいう。以	
		下同じ。)が非課税である場合。ただし、4の項に該当する場合を除く。	+5
7		育児休業(雇用保険の被保険者の休業に限る。)の取得に伴い、産前休暇の開始日から出産日の属する月の2か月後の月末までに市内の施設等(認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育(保育ママ))の利用契約を解除した場合であって、当該育児休業の期間の終了により元の職務に復帰するとき(育児休業に係る児童が生後7か月に達する日の属する月以降の利用に係る利用調整の場合に限る。)。	+10
		産前産後休暇又は育児休業(雇用保険の被保険者の休業に限る。)の期間の満了により元の職務に復帰する場合(転園申請の場合を除く。)	+1
8	育児休業復帰等	保護者が、次のいずれかに該当するとき(転園申請の場合を除く。) (1) 市内の施設等(認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育(保育ママ)・市立幼稚園・私立幼稚園)において、保育士または幼稚園教諭として1週間に16時間以上勤務しているとき又は勤務することが内定しているとき。 (2) 市内の施設等(認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育(保育ママ)・市立幼稚園・私立幼稚園)において、保育士または幼稚園教諭として1週間に16時間以上勤務していた保護者であって、育児休業(雇用保険の被保険者の休業に限る。)の期間満了により元の職場に復帰するとき。	+1
9		保護者のうち生計中心者が解雇又は倒産により求職中である場合	+1
10	R護者の求職等の状況 -	保護者が身体障害者手帳(身体障害者障害程度等級が1級、2級、3級又は4級の場合に限る。)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、利用調整基準点数表(基本点)の4の項以外の状況である場合	+1
11	施設又は事業の	既に施設等を他の兄弟姉妹が利用(施設等(認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育(保育ママ))の利用の内定を含み、利用日の属する年度に小学校就学の予定がある場合を除く。)している場合であって、当該施設等の利用を希望するとき。	+1
12	利用の状況	利用調整に係る児童を市で利用調整しない保育施設等(認可外保育施設・ベビーシッター・私立幼稚園・一時預かり等)に有償で預けていることを常態としている場合(7の項、18の項又は19の項に該当する場合を除く。)	+1
13		利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(小学校就学前の児童(満6歳児未満)に限る。)が3人以上いる場合	+4
14		利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(小学校就学前の児童(満6歳児未満)に限る。)が2人いる場合	+3
15	兄弟姉妹の人数	利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(小学校就学前の児童(満6歳児未満)に限る。)が1人いる場合	+2
16		利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童(満6歳児未満)を除いたものに限る。)が 2人以上いる場合	+1
17		利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(地方税法の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童(満6歳児未満)を除いたものに限る。)が1人いる場合	+0.5
18	施設又は事業の廃止	市で利用調整をしない保育施設等で市長が指定したものの廃止に伴い施設等(認可保育施設)の利用を希望する場合(利用調整に係る児童を当該保育施設等に有償で預けていることを常態としている場合に限り、当該保育施設等が廃止されることを市が確認した日以後に当該保育施設等の利用を開始した場合を除く。)	+3
19		施設等(認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育(保育ママ))の廃止に伴い他の施設等の利用を希望する場合	+3
20 連	=携施設の廃止	浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例 第19号)第42条第1項に規定する連携施設がその設定を解除したことに伴い他の施設等の利用を希望 する場合(児童が卒園する際に、連携施設の設定がされていない場合に限る。ただし、19の項に該当す る場合を除く。)	+3
21 内	定の辞退	利用調整の後に利用契約の締結を自己都合により辞退した場合(その辞退が利用の開始の予定日の属する年度内である場合であって、その辞退の後に施設等を最初に利用するまでの間に限る。)	-10
22 同	居人の状況	18歳以上64歳未満の同居人がいて、その者が就労、疾病・障がい、介護等以外で保育に当たることができると認められる場合	-1

備考

基準日は、各々の利用調整の申請に係る期限の日とする。ただし、13 の項から 17 の項まで及び 22 の項は、利用日の属する年度の前年度の末日における年齢による。

### ■ 基本点と調整点の合計が同点の場合の判定基準

1 判定する世帯のうち、各々の世帯のいずれかの基本点が低い保護者を比較し、その基本点が高い世帯 2 判定する世帯のうち、各々の世帯のいずれかの基本点が高い保護者を比較し、その基本点が高い世帯 3 利用調整基準点数調整表の1の項の状況にある世帯 4 利用調整基準点数調整表の2の項の状況にある世帯 5 利用調整基準点数調整表の2の項の状況にある世帯 6 利用調整基準点数調整表の3の項の状況にある世帯 7 利用調整基準点数調整表の5の項の状況にある世帯 8 利用調整基準点数調整表の11の項の状況にある世帯 9 利用調整基準点数調整表の11の項の状況にある世帯 9 利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(小学校就学前の児童(満6歳児未満)に限る。)の人数が多い世帯 10 利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(地方税法の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童児未満)を除いたものに限る。)の人数が多い世帯 11 疾病又は障がいを有する保護者がいる世帯	
3 利用調整基準点数調整表の1の項の状況にある世帯 4 利用調整基準点数調整表の4の項の状況にある世帯 5 利用調整基準点数調整表の2の項の状況にある世帯 6 利用調整基準点数調整表の3の項の状況にある世帯 7 利用調整基準点数調整表の5の項の状況にある世帯 8 利用調整基準点数調整表の11の項の状況にある世帯 9 利用調整基準点数調整表の11の項の状況にある世帯 9 利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(小学校就学前の児童(満6歳児未満)に限る。)の人数が多い世帯 10 利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(地方税法の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童児未満)を除いたものに限る。)の人数が多い世帯	
4 利用調整基準点数調整表の4の項の状況にある世帯 5 利用調整基準点数調整表の2の項の状況にある世帯 6 利用調整基準点数調整表の3の項の状況にある世帯 7 利用調整基準点数調整表の5の項の状況にある世帯 8 利用調整基準点数調整表の11の項の状況にある世帯 9 利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(小学校就学前の児童(満6歳児未満)に限る。)の人数が多い世帯 10 利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(地方税法の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童児未満)を除いたものに限る。)の人数が多い世帯	
5 利用調整基準点数調整表の2の項の状況にある世帯 6 利用調整基準点数調整表の3の項の状況にある世帯 7 利用調整基準点数調整表の5の項の状況にある世帯 8 利用調整基準点数調整表の11の項の状況にある世帯 9 利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(小学校就学前の児童(満6歳児未満)に限る。)の人数が多い世帯 10 利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(地方税法の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童児未満)を除いたものに限る。)の人数が多い世帯	
6 利用調整基準点数調整表の3の項の状況にある世帯 7 利用調整基準点数調整表の5の項の状況にある世帯 8 利用調整基準点数調整表の11の項の状況にある世帯 9 利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(小学校就学前の児童(満6歳児未満)に限る。)の人数が多い世帯 10 利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(地方税法の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童児未満)を除いたものに限る。)の人数が多い世帯	
7 利用調整基準点数調整表の5の項の状況にある世帯 8 利用調整基準点数調整表の11の項の状況にある世帯 9 利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(小学校就学前の児童(満6歳児未満)に限る。)の人数が多い世帯 10 利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(地方税法の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童児未満)を除いたものに限る。)の人数が多い世帯	
8 利用調整基準点数調整表の11の項の状況にある世帯 9 利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(小学校就学前の児童(満6歳児未満)に限る。)の人数が多い世帯 10 利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(地方税法の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童児未満)を除いたものに限る。)の人数が多い世帯	
9 利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(小学校就学前の児童(満6歳児未満)に限る。)の人数が多い世帯 10 利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(地方税法の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童児未満)を除いたものに限る。)の人数が多い世帯	
10 利用調整に係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(地方税法の規定による扶養親族に該当する18歳未満の者のうち、小学校就学前の児童児未満)を除いたものに限る。)の人数が多い世帯	
児未満)を除いたものに限る。)の人数が多い世帯	
11 疾病又は障がいを有する保護者がいる世帯	1(満6歳
The state of the s	
12 18歳以上64歳未満の同居人(就労、疾病・障がい、介護等で保育に当たることができないと認められる者を除く。)がいない世帯	
13 各々の保護者の市民税が均等割のみを課されている世帯	
14 市民税の所得割が課されている世帯で、当該所得割の合計額が低い世帯	
次のいずれかの保護者がいない世帯 (1) 保育料を6か月以上滞納し、かつ、市が実施する納付相談等に応じていない保護者 (2) 保育料の納入に係る誓約に基づく支払を履行していない保護者	
16 保護者の市民税の課税所得の合計額が低い世帯	

### 備考

- 1. 基準日は、各々の利用調整の申請に係る期限の日とする。ただし、9 の項、10 の項及び 12 の項は、利用日の属する年度の前年度の末日における年齢によ
- 2. 3. ップライス では、 
  知定基準の適用は、 
  番号の低いものからとする。 
  5 の項、 
  6 の項及び 11 の項の判定基準は、 
  保護者のうち、 
  いずれかの者が該当することをもって適用する。 
  ただし、 
  複数の保護者が該当する世帯がある場合 は、当該世帯を優先するものとする。
- 4. 9 の項及び10 の項の判定基準の適用は、その人数が同数の場合にあっては、兄弟姉妹の年齢の合計が低い世帯を兄弟姉妹の多い世帯とみなす。

# 申し込み・入園後に手続きすること

申し込み後や入園後、入園中など様々な場面で必要書類の提出が必要です。 下記内容を確認し、必ず手続きしてください。

### 家庭や仕事の状況が変わったときは・・・

家族や保育事由の状況に変更が生じた場合には、必ず手続きが必要です。 必要書類を揃い次第、速やかに保育園または保育幼稚園課までご提出ください。 前月 20 日(閉庁日の場合は直前の開庁日)までに提出いただくと、翌月から変更できます。 支給認定変更申請書・申請内容変更届出書(変更届)とセットで提出してください。 また、入所・転園申請に係る変更は、各月の受付期間締切日までにご提出ください。 浦安市様式の書類は、市ホームページからダウンロード可能です。また保育園・保育幼稚園課窓口にて配布しています。

		必要書類		
変更内容	変更届	他書類	浦安市 様式	備考
世帯員の増減、氏名などの変更	0	なし	_	保護者が増えた場合は、就労証明書と税 書類も必要です。
離婚調停中または 離婚裁判中 で別居	0	離婚調停申立書(写)または 事件係属証明書(写)または 呼出状(写)	_	住民票・実態ともに別居となった場合、 ひとり親扱いとなります。
同居人の増加	0	同居人の保育を 必要とする証明	0	同居人が、18 歳~64 歳未満の場合の み必要です。
保育必要量の変更 (標準時間、短時間)	0	就労証明書など	0	
退職して 求職中となった	0	就労に関する承諾書	0	在園児童のみ提出してください。   求職事由に切り替わります。
求職中だったが 就職した	0	就労証明書	0	証明日は雇用開始日以降の日付で作成 してください。
転職した	0	就労証明書	0	証明日は雇用開始日以降の日付で作成してください。
育児休業を取得する	0	就労証明書 育児休業復職誓約書	0	育休開始時点と同じ勤務時間数で復職 する必要があります。
育休を延長した	0	就労証明書	0	延長可能時期が記載されているものを 作成してください。
産休や育休から 復職した	0	就労証明書	0	復職年月日が記載されて、証明日が復職 日以降のもので作成してください。
勤務条件の変更 (雇用期間の更新も含む)	0	就労証明書	0	申請時点の内容から著しい変更がある 場合は退園となる場合があります。
病気になった	0	診断書	0	
障害者手帳を取得した	0	障害者手帳の写し	_	
	_	介護状況報告書	0	
介護を始めた	0	診断書または 介護保険被保険者証の写し	0	
		就学状況報告書	0	
学校に通い始めた	0	在学証明書	_	
1 Mickey Massic		時間割表	_	時間割表は曜日と時間がわかるものを
下の子を妊娠した	0	母子手帳の写し	_	出産予定日を加筆してください。
認可外保育施設などの 利用を開始した	0	在園・通園証明書または 保育申立書	0	入所申し込み中の方のみ必要です。
住民税が変更になった 住民税の申告や 確定申告をした	0	該当年度の 課税(非課税)証明書	_	

### 産休明け児童の利用開始日は・・・

出産日の翌日から 57 日目が利用開始日となります。(日曜日、祝日の場合は翌平日。)

### 育児休業中に申し込みし、復職するときは・・・

対	象	者	育休復職を条件に申し込みした方
必	要書	類	育児休業から復職した就労証明書(浦安市様式) 変更届(浦安市様式)
復	職期	限	利用開始月の翌月 10 日

### ■ 入所する前

育児休業を取得した事業所への申請時と同じ事業所・勤務時間数で復職をしないことがわかった場合は、 内定辞退していただく場合があります。

なお、この場合には利用調整基準点数調整表 21 内定の辞退に該当するため、その後年度内の利用調整 においてマイナス 10 点になります。

### ■ 入所した後

申請時と同じ事業所・勤務時間数で復職ができない場合(育児休業を取得した事業所を退職し、新しい事業所に就職した場合も含む)は利用開始月の翌月末で退園となります。

復職後すみやかに、復職年月日記載済みの就労証明書を提出してください。

<例:4月利用開始の場合> 5月9日まで育児休業、5月10日復職が期限。

### 求職で申し込みし、就労を開始するときは・・・

対象者	求職中に申し込	求職中に申し込みした方				
	保育所内定後	就労に関する承諾書(浦安市様式)				
必要書類	就労開始後	就労開始後の就労証明書(浦安市様式) 変更届(浦安市様式)				
提出期限	保育所内定後	面接時に提出				
近山州阪	就労開始後	利用開始日含め 90 日目の月末(3か月ではありません。)				

**月64時間以上の就労することが必要です。**雇用形態は問いませんが、日雇いは常態的な就労とみなせないため、対象外です。

求職期限までに就労開始ができない場合は、期限の月末で退園となります。

<例:4 月入園、求職事由で利用開始の場合>

利用開始直後に承諾書を提出、6月29日までに、就労の開始が必要。6月30日からの採用内定は不可。

### 就労内定で申し込みし、就労を開始するときは・・・

対象者	就労内定で申し	就労内定で申し込みした方				
	保育所内定後	就労に関する承諾書(浦安市様式)				
必要書類	就労開始後	就労開始後の就労証明書(浦安市様式) 変更届(浦安市様式)				
+8 山井878	保育所内定後	面接時に提出				
提出期限	就労開始後	利用開始月の月末				

利用開始月中に、就労(内定)証明書に記載されている就労形態・時間で就労開始していただきます。就労開始ができない場合(就労内定事業所では就労せず、新しい事業所に就労した場合も含む)は、利用開始月の月末で退園となります。

# 申し込みを済ませて保留となった場合

■ 希望園の追加や希望園の順位変更をしたいときは・・・

変更届を提出してください。提出日の直近の締切日となる希望月から、変更後の希望園で利用調整をします。また、兄弟姉妹で同時に申し込みしている場合の入所条件についても変更することができます。

### ■ 保留通知が必要なときは・・・

申し込み後初回の利用調整に限り、保留通知を発送します。 次月以降の保留通知が必要な方は、交付申請が必要です。 ちば電子申請サービスより電子申請してください。 右記二次元コードよりアクセスできます。 申請から 2 週間以内に、ご自宅宛てへ郵送いたします。 https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chibau/offer/offerList detail?tempSeg=35950 二次元コード



### ■ 保育が必要なくなったときは・・・

入所申込や転園申請を取り下げるには、速やかに取下届を提出してください。 提出がない限り、年度内は継続して利用調整を行います。利用調整の結果、自己都合により内定辞退をされた場合は、当該年度内の利用調整で減点になりますので、ご注意ください。

# 保育施設入園が決まった方、または通園中の方へ

### 児童の送迎について

### 駐車場が無い施設では、自家用車での送迎はご遠慮ください。

駐車場がある施設でも、近隣住民のご迷惑にならないよう交通安全に留意してください。なお、希望施設を 選択する際には駐車場の有無や通園方法をご確認ください。

### 就労事由で入園後、下の子を妊娠・出産する場合は・・・

就労事由で上の子が入園後、新たに下の子を出産された場合、上の子の在園要件(保育事由)が「就労」から「出産」に変わります。

その後、上の子が在園できる期間・要件は、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下、「法」という。)に基づく育児休業が取得できるかどうか、産後休暇後すぐに復職できるかによって変わります。

### ■ 法に基づく育児休業を取得しない方(自営業・会社役員・雇用保険外のパートの方など)

① 下の子の産後休暇後すぐに復職する場合・・・引き続き在園できます

下の子の預け先が確保されていて、産後休暇後すぐに復職できるときは、在園要件が「出産」から 「就労」に切り替わるため、上の子は引き続き在園できます。

下の子を出産後、すみやかに変更届を提出してください。

また、産後57日目の復職後に就労証明書と変更届を提出してください。

② 産後休暇後に復職しない場合・・・産後2か月末で退園

産後休暇後、すぐに職場復帰されない場合は、在園要件が「出産」のままであるため、産後2か月目の月末で退園となります。

ただし、産後に健康状態が悪化するなどした場合は、診断書の提出等により在園期間を延長できる場合がありますので、保育幼稚園課へご相談ください。

### ■ 法に基づく育児休業を取得する方(主に会社員の方)

産後休暇後、引き続き法に基づく育児休業を取得され、同じ職場に同じ雇用契約時間で復帰する場合は、**育児休業対象児童(下の子)が2歳になる月末まで、上の子は在園できます。**ただし、職場復帰時に、下の子の預け先を確保する必要があります。

出産後、すみやかに育児休業期間が記載された就労証明書と変更届等の必要書類を提出してください。

<例: 育児休業対象児童が令和7年11月18日生まれの場合>

上の子の在園可能期間は、令和9年11月30日までです。同日までに同じ職場への復帰が必要です。

- ※ パート・契約社員等の方で、就労先に「出産後、○か月後に再び雇う。」と約束されている場合であっても、法に基づく育児休業でなければ、「法が適用されない方」の取り扱いとなります。
- ※ 勤務先で2歳以降の育休取得が可能である場合でも、育休事由での保育園利用はできません。
- ※ 自営業の方で育児休業を取得する方は、法に基づく育児休業か確認するため、就業規則または育児休業取得通知書を提出してください。

### 保育施設を長期間お休みするときは・・・

■ 保育園・幼保連携型認定こども園・保育ママ・小規模保育

事情により 2 週間以上保育施設を休園される場合は、事前に保育所休園届を提出してください。最長 2 か月までお休みできますが、遠方の里帰り出産による理由がある場合には 1 か月延長することができます。 その場合は再度保育所休園届の提出が必要となります。なお、休園中も原則保育料は発生します。

休園理由が在園児童の怪我や病気等によるものであれば、それが治癒する時期まで休園可能で、かつ月初めから月末まで休園した月の診断書の提出があれば、保育料は原則発生しません。

### ■ 幼稚園型認定こども園

病気その他やむを得ない理由により休園しようとする場合は、休園願を園長へ提出してその許可を受けてください。休園の期間は、1 か月以上 6 か月未満です。

### 別の保育施設に転園したいときは・・・

- 保育幼稚園課へ転園申請書をご提出ください。ご家庭によっては保育の必要性を証明する書類などの追加提出が必要となります。
- 受付期間や申し込み後の流れは新規入園申込と同様です。
- 転園先に内定した場合、転園元では別の児童が内定しているため、いかなる理由であっても元の園には戻れません。
- 複数年度の転園申請をする場合、先にいずれかの年度で転園決定後は、もう一方の年度の転園申請は自動的に取り下げとなります。

### 保育施設を退園するときは・・・

- 保育幼稚園課窓口または在園している園に、退所届を提出してください。
- いかなる理由であっても退所届の撤回はできませんので、ご注意ください。
- 保育料は退所日までの日割り計算となります。
- 退所日の遡りはできません。